

平成26年白老町議会定例会12月会議会議録（第3号）

平成26年12月11日（木曜日）

開 議 午前 10時00分
散 会 午後 4時42分

○議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 1号 平成26年度白老町一般会計補正予算（第8号）
- 第 3 議案第 2号 平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 4 議案第 3号 平成26年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第 4号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 5号 白老町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 報告第 1号 定期監査の結果報告について
報告第 2号 例月出納検査の結果報告について
- 第 8 議会運営委員会所管事務調査の報告について
- 第 9 議会運営委員会の審査報告について
発議第 3号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議会運営委員会の審査報告について
陳情第 1号 白老町議会議員定数の削減に関する陳情書
- 第11 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 第12 意見書案第9号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処
遇改善を求める意見書（案）
- 第13 常任委員会所管事務調査の報告について
（産業厚生常任委員会）
（広報広聴常任委員会）
- 第14 諸般の報告
（次期所管事務調査の報告、所管事務調査の延期の報告、要望書等の配付）
- 第15 休会について

○会議に付した事件

- 議案第 1号 平成26年度白老町一般会計補正予算（第8号）
- 議案第 2号 平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第 3号 平成26年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 4号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 白老町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 報告第 1号 定期監査の結果報告について

報告第 2号 例月出納検査の結果報告について

議会運営委員会所管事務調査の報告について

議会運営委員会の審査報告について

発議第 3号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定について

議会運営委員会の審査報告について

陳情第 1号 白老町議会議員定数の削減に関する陳情書

承認第 1号 議員の派遣承認について

意見書案第9号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処
遇改善を求める意見書（案）

常任委員会所管事務調査の報告について

（産業厚生常任委員会）

（広報広聴常任委員会）

○出席議員（14名）

1番 氏家裕治君	2番 吉田和子君
3番 斎藤征信君	4番 大淵紀夫君
5番 松田謙吾君	7番 西田祐子君
8番 広地紀彰君	9番 吉谷一孝君
10番 小西秀延君	11番 山田和子君
12番 本間広朗君	13番 前田博之君
14番 及川保君	15番 山本浩平君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

3番 斎藤征信君	4番 大淵紀夫君
5番 松田謙吾君	

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	戸田安彦君
副町長	白崎浩司君
教育長	古俣博之君
理事	山本誠君
総合行政局長	岩城達己君
総合行政局財政担当課長	安達義孝君
総合行政局企画担当課長	高橋裕明君
町民課長	南光男君

生活環境課長	竹田敏雄君
生活環境課アイヌ施策推進担当課長	廣畑真記子君
産業経済課長	石井和彦君
産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長	本間力君
産業経済課港湾担当課長	赤城雅也君
健康福祉課長	長澤敏博君
建設課長	岩崎勉君
上下水道課長	田中春光君
会計課長・会計管理者	熊倉博幸君
教育課長	高尾利弘君
子ども課長	坂東雄志君
病院事務長	野宮淳史君
消防長	中村諭君
監査委員	菅原道幸君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	岡村幸男君
主幹	本間弘樹君
書記	葉廣照美君

◎開議の宣告

- 議長（山本浩平君） ただいまから昨日に引き続き、議会を開催いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第109条の規定により議長において、3番、斎藤征信議員、4番、大淵紀夫議員、5番、松田謙吾議員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

- 議長（山本浩平君） 次の日程に入ります前にお諮りいたします。議案の内容等により先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。
それではそのように取り扱いをさせていただきます。

◎議案第 1号 平成26年度白老町一般会計補正予算
(第8号)

- 議長（山本浩平君） 日程第2、議案第1号 平成26年度白老町一般会計補正予算（第8号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

安達総合行政局財政担当課長。

- 総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 議案第1号でございます。平成26年度白老町一般会計補正予算（第8号）。平成26年度白老町の一般会計補正予算を次に定めるところによる。
(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,505万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億6,345万6,000円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債補正)

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成26年12月5日提出。白老町長。

よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を許します。

質疑があります方はどうぞ。

2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。19 ページの特産品PR事業についてなのですが、これはふるさと納税に対しての景品分というかお返しする分だと思うのですが、この窓口は観光協会を通してやっているということなのですが、こういう海産物を扱っている方からもっと間口を広げられないかという話もあるのでありますが、ちょっと私もこれから12月が一番の勝負のときではないかと思っています。12月がボーナスの時期ですので。そうやって考えたときにこのふるさと納税の収支だとかいろいろなことをいただきました。特産品のプレゼントの中に好評につき受付終了となっているのです。本当に私これ見たときに「うわあ、残念だな」と思ったのです。このことに関して町として何か今後の対応を考えられているのかどうかその点伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 本間産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） セット商品の関係だと思えます。今回の事業所の選定につきましては前段からお話しているとおり観光協会のほうのネット商店に登録いただいている補修等を踏まえまして選定させていただいております。その中で特に今回想定外ということもございましたが予想以上にセット商品に関しましては1万円、3万円それぞれ総数で1,000件以上もう既に11月末で送っているという状況がございます。その中でどうしても7月、8月に捕る毛ガニの絶対量が不足したということでやむを得ずこういった形で販売終了させていただいています。当初から登録をさせていただいている事業者ということで今年度は9月より進めさせていただきましたので、残念ながら11月、12月というのが議員おっしゃるとおり需要期でございますので逃してしまったということにはなりますが、次年度以降はこのような対応を踏まえて事業者の候補者をもっともっとふやすだとか、もうちょっと納税者のニーズに合うような取り組みを次年度に向けて検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。今課長のほうから次年度はということですので、もちろんきちんとした窓口があってこれは責任のある、不特定多数の方から寄せられるわけですからその後きちんとしないとこれは継続していかないということになるのではないかと思います。特にカニを好んだり、こういうセットがほしいと思った方には本当に残念な思いをされているのではないかと思います。やはりやってみて初めてわかったということもあると思いますけれども、こういうふうになったときにしっかり窓口を広げられるような、また公募をしてしっかり観光協会に加盟していただくなり、こういうふうには好評であると加盟して参加したいと業者もふえてくるのではないかと思います。そういった面からいくと間口を広げてお返しするものはきちんと十分揃うような形をしていかないとせっかく目玉になっているものがないということではもう来年はやめようということになってしまう可能性がありますので、その点についてはしっかり今後手を打っていただきたいというふうに思います。

それからちょっと未練らしいのですが、昨日の一般質問の福祉灯油の関係で指定のないのが

1,200万円の福祉に160万円ということで半分はお返ししなければならないということでその辺が本当に残念で、お返ししなければ福祉灯油に使えたと思いながら聞いていたのですけれども、指定があるということはきちんとその指定にのっとって、必要としているものはたくさんあると思いますけれども、指定はされているけれども使わないでそれをまた持ち越していくということもあるのでしょうか。その辺はどうなのでしょう。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 本年度よりふるさと納税を開始しまして先日の一般質問でも答弁したとおり2,700万円ほどいただいていますけれども、その半分はお返しということで1,300万円ほど財源がございまして、今後3月議会には歳入で受けました金額、まず今検討しているのは基金に積み立てて次年度以降その目的に沿った事業にその金額を充当していきたいと考えておりました、本年度についてはまずは歳入で受けていこうと。そして次年度以降それを十分に活用していきたいと考えておりますので3月議会にそういう方向性の提案をしていきたいと考えておりました、また次年度補正の中でもさまざまな事業がございまして財源が許す限りその中でいろいろな事業に対応できるかと考えております。

○議長（山本浩平君） 本間産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） セット商品のほうは繰り返しになりますけれどもこういった形で実績が出ました。ちょっと前段に戻る話になりますがこういったセット商品に関しましても若干想定はしてまして事業者にもお声かけしていたのも事実なのですが、ちょっと繁忙ということもあってその事業者に関しましては今回断念したという経緯もございまして。したがって今回登録いただいた事業者の中で応分な負担が集中してしまったという実態となったことも事実でございまして。そういう想定から今後も事業所ともきちんと協議をしながら登録いただいて次年度にはできる限り万全の体制で取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 今回の補正予算の中でまず19ページのアライグマ捕獲調査事業、エゾシカ防護柵設置事業、それとアイヌ文化伝統衣服製作伝承事業、この3点は先般も議会での説明がありまして実際には会計検査院から指摘され返却することになりました。このことにつきましてお伺いいたします。まずこの3事業を所管された省庁はどちらでしょうか。今回のふるさと雇用再生特別基金とか重点分野雇用創出事業とかいろいろありますけれども、この3つの事業を出された省庁というのはわかりますか。

○議長（山本浩平君） 本間産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） 国の機関ということでよろしいでしょうか。厚生労働省が所管となります。厚生労働省の緊急雇用事業に基づきまして各事業の要綱に基づき北海道の基金事業として行っております。したがって国からの事業となれば省庁は厚生労働省で北海道が基金事業として、各都道府県自治体の事業として行ってきた箇所の23年度事業が該当となっております。以上です。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 厚生労働省からの補助事業ということなのですからけれども今回この3点、そのうちの2点アライグマとエゾシカのほうに関しましては特にそうなのですからけれどもハローワークを通して事業をしなければならないという初歩的なミスが今回指摘されているのではないかと思います。そこで今回このような事業に対しての再発防止策、具体的なもの。申しわけありませんけれどももう考えていらっしゃると思うのですけどその辺をお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 本間産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） 今後の事業に関しましてもそうですが当然ハローワークを通すということは公募の大原則ということでございますので、事業を進め実施段階におきましては直接事業、委託事業それぞれございますが雇用する経営者側に関しましてはまずはハローワークに求人票を出すということを徹底させていただきます。その中で雇用実施の際に求人票、労働規約等そういった部分を確認することを徹底するとともに、前段過去の事業に関しましても既に各所管で再点検を行ってそういった部分がないように取り組んでいる実態でございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） もう3回目なので端的に申し上げさせていただきます。今いわれたことは全部大事なことのひとつではないかと思っております。ただ今回やはり最終的なチェックミスの中でそれぞれの担当課、それぞれの係の方々業務をやられているその中で最終的なチェック体制、やはりその事業をとりまとめてその大もとのところできちんとできているかどうか最終的な確認ができていれば一番最初の初歩的なミスはまず見逃されなかったかと思っておりますのでぜひその辺を考えていただきたいというのが1つです。今後これと同じようなミスでこのようなことがないように私は願っております。そこで今回職員に対してどのような処分されたのか。次に理事者の監督責任はどのようにされたのかをお聞きして質問を終わります。

○議長（山本浩平君） 本間産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） チェック体制の関係につきましては私のほうからお答えさせていただきます。当然労働担当としまして各所管から取りまとめるものの流れで過去からやっていますが、今回この部分が実際のところはきちんと万全ではなかったという事実でございます。今後におきましても該当箇所 58 事業ありますのでその分に関しましては再三の再点検、それから今後事業に送る部分に関しましては各所管から出るものを労働担当としましてきちんと再点検、再チェックをしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） このたびの返還金が生ずるに至った職員の取り扱いにつきましては、白老町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例等に基づきまして11月10日に白老町職員分限懲戒審査委員会これを開催いたしまして職員の処分の検討を行っております。その結果として町長から今回の事務取扱につきましては職務遂行の確認不注意ということで関係職員の処分を行

ってございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 5番、松田です。今の質問に関連するのですが本当にのんきな話ですね。これだけの財政に影響を与えて、今同僚議員の質問に監督責任はどうかとっているのに、監督責任って監督は誰だと思いませんか。まちの監督は一番偉い戸田町長なのです。戸田町長が答えるべきなのです。そして戸田町長みずから管理責任、部下には今いったような懲罰やったかもしれないけれども監督責任の懲罰は誰もかける人がいません。かけるとすれば町民なのです。町民かけるとすればどうかけるかという選挙しかないのです。そんなのんきな話ではなく、これだけ財政が厳しくてきのうの話ではないけれども困窮者に灯油の5,000円もあげられないような状況のまちが400数十万円の損害を与えてそんなのんきな話ありますか。戸田町長の監督管理責任というのはどう取るのですか。こういうことをちゃんとしないとだめなのです。議会もそうなのですけれどもどうですか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 基本的には職員の不祥事といいますか事務手続きも含めてですけれども、そういうものに対して先ほど総務課長がお答えしたとおりの処分の審査委員会というところで処分基準表といいますかその事例に基づいて処分を決定するわけですが、当然のことながら監督責任という範囲でいえば最高責任者である町長含め理事者にも責任はあるというふうに押さえておりますが、今回の事務手続の範囲としまして処分基準表に照らし合わせて処分の量定を決めたというようなことですから、この部分については先ほどの説明のとおり事務処理の不適切な処理というようなことで処分をさせていただきました。当然のことながら最終的には最高責任者である町長含めての理事者というようなこととなりますけれども、今回の事案の処理経過としては先ほどいったとおりの処分の裁定をさせていただきましたということでございます。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 今職員に対する処分は今お話ししたとおりで、最高責任者は私でございますので真摯に反省をしてどの仮定でミスがあったのか深く反省しながら、担当課長も今お話ししたとおり二度とこのようなチェックミス等々が起こらないように指導していきたいと思っておりますし私の姿勢もきちんと正していきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 何点かお聞きします。まずは13ページの委託料。虎杖中の跡の残土の置き場の関係の説明がありましたけれども、これは事実として事実行為はどうだったのか。原因がどこにあったのか。町の責任なのかどうか。あるいは民間の業者の産廃に置かせたのか。そして産廃の扱いがどうなるのか。そしてアルファルトの残骸があるというけどどの程度入って、どのような経過で白老町がこの残土を処分するような経緯になったのかその辺をまず伺います。

それと15ページのアイヌ文化伝統衣服製作伝承事業、今結論的なことがありましたからその分は触れませんが、歳入を見るとアイヌ民族博物館は戻入あるのです。私全員協議会に出

席していませんでしたから詳細わかりませんがもしかしたら答弁されているかもしれませんけど。なぜアイヌ博物館に責任あるのかと思います。チセを借りるのに町の指導監督のもとに指示に従って支出しているはずなのです。それをなぜ博物館のほうに戻入を求めたのか。

それとあわせてお聞きますけれども 26 年度現在の博物館の収入状況と経営状況はどうなっているのかをお聞きます。

それと 21 ページの役場前人道跨線橋改修事業、ロードヒーティングの委託ですよね。これは多分 28 年から緑小に通う部分で使うと思うのですが、過去に議会でも指摘あったと思うのですが、私もあそこ冬に通りますけど入ったり入らなかったり手作業で除雪したりしていましたがこれまでの経緯、それと今回ロードヒーティングやりますけれどもその辺の整合性はどうなるのか。僕は子供たちのためにぜひやるべきだと思っていますけれども、そうしたら今までなぜ委託を投げておいたのか。もしくは早めにちゃんとやれなかったのかどうかということです。

それともう 1 つです。学校通うのは 28 年からですよね。そうすると、今役場前のトイレは閉鎖しているのです。多分子供たちが通学するとなるとあのトイレ使うと思います。それで私がいいたいのは今 27 年度予算始まりますから 28 年から使えるように予算の中でちゃんと整理して子供たちが使えるように予算措置でしてあげるべきだと思っていますけれども、当然そのときにあの辺のロードヒーティングとあわせて近辺の除雪が必要になるとは思いますけれどもその辺はいかがかということです。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 虎杖中横のアスファルトガラについてでございます。これにつきましては事実行為としましてはナチュラルサイエンスに売った横を町の工事の残土置き場として使わせていただいております。それで昭和 50 年代につきましてはアスファルトがらの薄いもの、要はてんぷら舗装とか一層あるものについてはある程度残土と一緒に扱っていいということでそこに一緒に投げさせていただいたと。その中で残土置き場として高く盛り上がった段階でそこを公共事業の用地交渉の中でその部分を用地交換するという中でちょっと高くなっていたのでその分を横の今のあるところに押ししてしまったと。そのときにちょっとアスファルトガラが含まれていたということでございます。それにつきましては産廃というよりも再生物ということでありますので、売り手責任もありますのでその分について今回処理させていただくという形でございます。

それと人道橋でございます。これについては今やるのではなくて補修設計をやっているところでございます。小学校の統合も関係ありまして長寿命化の中で補修設計をやらせていただいております。その中でロードヒーティングがやはり必要ではないかということになりまして、そのロードヒーティングの階段部分そこを追加させていただくという形で今回増額させていただいたという状況でございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 大町の公衆トイレの関係は私のほうから答えさせていただきたいと思っております。トイレにつきましては設備等が故障した中で閉鎖、廃止という形の中で今現在

使われなくなっていますけれども、そういった子供たちの要望等について現在我々のほうで押さえている部分がございますのでそういった部分も含めまして、当然直さないとだめなのでお金のかかる部分ございますのでそういった部分も含めながらも一度検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） 今実際 28 年 4 月 1 日からの統合に向けて準備委員会を開催しているわけですが、その中でうちのほうで押さえていることとしてはトイレのほうは今閉鎖しているけどどうなのかという話は確かに会議の中でも出ていまして、教育委員会としてはあそこは歩道橋でもう渡ってしまうような感じになってしまうのでコミセンのトイレ、裏のほうを早く開けてコミセンのトイレでは対応したいということで今のところは内部的には考えていたところではあります。

○議長（山本浩平君） 廣畑アイヌ施策推進担当課長。

○アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） 前田議員からご質問のアイヌ文化の伝統衣服ルウンペ製作伝承事業に関する事業者からの戻入をいただくこととございます。当該事業につきましては先ほど本間課長からご説明があった緊急雇用事業でございますが、委託者の責務として白老町の責務として確定した当該事業でございますが、今回の返還をするということになりました会場借上料につきましては当該財団の直接の収入となりほかの経費、ほとんどが人件費でございますけれども人件費のように支出されたものではないことから返還をいただくということで当該財団のほうに申し入れをしましてご協力をいただき返還をするという運びになった次第でございます。

2 点目の 26 年度のアイヌ民族博物館の経営状況についてでございますが、入場者の実績のみしか現在資料はございませんが対前年よりは若干落ちているような状況でございます。10 月末のおいて前年よりは 2,871 人減で 10.9%減ということで前年の 18 万 5,000 人よりは若干落ちるような見込みの推移でございます。

収支状況につきましては特に現在の時点でちょっと入り込みが悪いので厳しいということでございますが、今年度 26 年度につきましては国からの受託事業 2 本大きなものを受けております。その中で何とかやりくりしていくという中で進んでおります。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） まず残土の関係ですけれどもわかりました。ただその後どういう処理をしてどこに持って行くか。最終的な処理はどうだったのかということです。

それとアイヌ文化伝統衣服製作伝承事業、言葉尻つかむわけではないですけれども課長のほうで財団にご協力をお願いしたといういい方です。私が聞いているのは町が今答弁あった建物を利用するときに残存価格の部分の使用料云々ということでそれでいいということを指導して支出しているはずなのです。だから私がいうのは町の責任があるのではないかということです。それをなぜ財団のほうに戻入をかぶせるのですかということを知っているのです。だから町でそういう指導に瑕疵がなくて財団のほうに責任があるのなら私はわかります。だけれども今お話あったよ

うに 26 年度も入館者減って大変厳しい中で町側の責任というか、先ほど同僚議員からもありましてけれども 500 万円とか 400 数万円払うのに厳しいから財団のほうにかぶせているのかどうか。私はその辺は交渉だからわかりませんが、聞いている範囲というか私が調べている範疇では町の指導のもとに支出しているのです。負担行為を起こしているのです。それなのになぜ財団のほうに責任を持たせなければいけないのですか。その辺をちゃんと明確にしてください。

それとトイレの関係については教育委員会がそういう考えであればそれ以上私たちがいうこともないし保護者の話を聞いているからいいと思います。ただ今コミセン使うといいましたけど、話ちょっとずれるけれども私この前聞こうと思って忘れたのですが、電気を節減していてトイレへ行く階段は消灯していますよね。いきいき 4・6 もそうなのです。日中、上がっていくときに階段消灯しているのです。悪いといっているのではないのです。私のところに来たのは目の不自由な方、まるっきり見えない人ではありません。目の不自由な方が日中はあそこにコミセンですといろいろな研修を受けに来たり、いきいき 4・6 は福祉の窓口ありますから行くときに目の悪い人は階段見えなくて上がれないというのです。だから電気をなるべくつけておいてくれないかということなのですが、今こういう事情ですからもしあったらセンサー付きの照明をつけるような形にしてもらえないかと思うのです。実際に 2 人の目の不自由な方から苦情がきているのです。担当へ行けばよかったですけど、今子供たちのトイレの緊急なものがただコミセンに行っていていいですということはいえるかどうかということです。朝ですからトイレにすぐ行きたい人だっていると思うのです。子供ですから。その辺の部分で教育委員会がいいというのなら私はいいのですけどその辺を伺います。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 答弁漏れがありましてすみません。今回の処理としてはバックホウを考えております。それで大体 50 センチくらい掘るのですけれども、その中でバックホウのバケットのところをアタッチメントでふるいをかけられるような網目のものをつけまして、そして掘ってふるいをかけてアスファルトだけは除去すると。そして細かいものについては人をはりつけてそれも除去するという形でやって、それをダンプに乗せて再生処理場に運ぶという形で今は考えております。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） まず子供たちのトイレの関係につきましては今の始業時間より早くなりますけれども、その部分は教育委員会の職員で対応させていただければということで電気のほうもつけたいと思っています。

あと階段の目の不自由な方ということでは確かにコミセン特に暗いところもあるので今の既存のスイッチで対応できると、センサーとなると工事になるのでその辺は内部でどのように対応できるかということを検討しながら、特に高齢者だとかが多い集まりの事業があるときはつけるだとかその辺は工夫しながら進めていけるかと思っています。

○議長（山本浩平君） 廣畑アイヌ施策推進担当課長。

○アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） ウルンペ製作伝承事業の関係でなぜアイヌ民族

博物館のほうから戻入させることになったかというご質問でございますが、当該事業につきましては借上料の計上自体につきましては緊急雇用のQアンドAなどで当然計上するという事は認められておりました。またそれを減価償却費の算定方法で算出するという事も一般的であるということで進めておりました。当然まちとそれから事業者である財団、そして道のほうにも問い合わせをしながら事業を進めたわけですけれども結果的に会計検査院の見解としてはそれは適正ではないということで、いろいろ積み上げながらやってきたことではございますけれども認められなかったということに至ってしまった次第でございます。そして減った中ではこの損料自体につきましては実際博物館のほうに直接収入となって入ったものですのでその分としては戻していただくということで今回このような事態に至った次第でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） わかりました。ただ予算上からの質問からはちょっとずれますけど今いったコミセンといきいき4・6の目の不自由な方とか高齢者は目が大分弱って大変だということですので、施設管理ですのでどこの責任になるかわかりませんが、費用効果も考えなくてはいけないと思いますけれども、できるだけそういう部分でちょっと検討いただきたいと思います。前向きにお願いしたいと思います。いかがですか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） いきいき4・6の件が出ておりますので私のほうからいきいき4・6に関してご答弁申し上げます。確かに節電の意味である程度電気のほうは消させていただいております。2階に上がる部分といたしましては正面玄関からの中央階段、それと裏側にあります階段の2カ所でございます。正面階段につきましてはホール全体が吹き抜けという形で点灯という形が難しい部分もございます。その部分も含めて検討することは検討いたします。ただ利用者さんのほうへのお願いというような形の中でエレベーターの利用というのでも十分考えられるかと思っておりますので、その辺については周知の仕方ということも含めて検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） コミセンの件についてはこれまでも高齢者大学だとか、それから行事があるときにはトイレも含めて電気はつけるようにしております。ただ不特定多数の入場なものですからその辺のところは一人一人の対応ができていないというふうな部分については先ほど課長のほうから答弁があったように、センサーの対応ができるのかどうかそのところは検討しなければならぬと思っております。町民の皆様がしっかりと心地よく使えるような対応はしていきたいと思っておりますし、それから階段を上がるということよりはエレベーターの利用もできるのでその辺のところの表示も含めてしっかりともう少しわかるようにしていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。2点伺いたいのですけど1点は災害復旧工事の関係で大体大雨災害はこれで終わりかどうかということ、そして国との関係でいえば町の単費で使っ

ているものでもう国に振りかえられる財源はもうないのかどうか。災害復旧で2点。

それと交付税の関係できのう新聞報道で特別交付税の今回の分が決まりました。16%ぐらいだったか前年度対比で減ということなのですけれども、予算との関係でいけばどういう状況になっているのか。それが実際に財政に与える影響があるのかないのか。プラスでもマイナスでもです。今後また3月段階でもう一度あると思うのですけれども現段階での状況をお知らせ願いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 災害復旧事業の今後のことでございます。今回3,000万円町有林の作業道について補正させていただいております。今回の国の補助事業の災害復旧につきましては緊急性のあるものにつきましてきのう栽培のところだけを計上させていただいております。あと残りの部分につきましては国のほうで選挙もありましてまだ決まっていますので、できれば1月中に残りの部分について補正を上げさせていただきたいと。その中でこのままいけば工期等がないので繰越明許をかけさせていただくような形で次年度に災害復旧をやっていくような形になるのではないかとこのように考えております。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 特別交付税の12月のルール分が先日交付いただきました。今回いただいたのは1億2,079万4,000円でございます。昨年と比較しまして2,487万3,000円の減でございます。ただ昨年は食育防災センターにかかわる防衛施設局からいただいているという補助金の部分ということで交付税に加算させておりますのでその分が約3,800万円ございましたので、本来は昨年の分からこの3,800万円が減額になるというような通常ルールの計算でございますが、それ以上今回いただいておりますのでその差額は1,300万円ほど多くいただいております。その中身は今回の災害復旧の部分もルール部分の中に含まれて入っております。残りが3月分の交付される部分でございますが本年度の予算は2億8,000万円でございますので、今回1億2,700万円いただきましたので、昨年、一昨年は交付税は3月交付分が約2億4,500万円ほどいただきました。ただ今年はそのだけ見込めないということですので、あと残り1億5,000万円ほど3月でいただければ本年度予算計上している2億8,000万円に達するのではないかとこの状況でございます。多分予算額は十分確保できる見込みではないかという捉えはしておりますけれども3月分はルール分でございますので算定内容が全くわからないという状況でございますのでもらってから判断になりますけれども、昨年度は3億4,000万円見て、ことに2億8,000万円なので相当減額、予算的にも落としていますので十分確保はできるのではないかと見込んでおります。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。交付税についてはわかりました。そういうことでいえばきちんとした予算を組んで少なくとも歳入欠陥を起こさないというようなことでいけばいいかというふうに思います。

災害復旧の関係なのですけど金額がわかるのかどうかわからないけれども、どれぐらいの量が

残っていて、例えば1月に補正かける分で金額としてどれぐらい残っていて、そのうち町が負担をしなければならない部分がどの程度あるのか。わかったら答弁願いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 災害査定を受けまして今回実施予定の金額としましては今最終調整しているのですけれども大体1億9,000万円くらいになります。その中で今補正いただいているのが4,800万円なのですけれども、それは全体で1億9,000万円であれば今のところ北海道からの連絡でいけば80%が国庫負担金になるのではないかという形で考えております。それで残りが本来的には100%起債対応になるという形で起債分としては1億9,000万円であれば大体3,900万円くらいの起債になるかというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。単費はないのかどうかということが1つ。

もう1つはこの起債分は今起債の7億円の枠外でしたか。確認だけです。そのような記憶があるのだけ。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 100%起債で町の残り分はやるのですけれども、そのうち一応聞いているのは交付税措置としては大体90%くらいが交付税措置になるのではないかと。だから町の持ち出しとしては大体10%以下になるかというふうには考えております。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 8番です。細かいことですが大事なことなので1点だけ質問します。22ページです。消防費の消防施設費の中で今回消火栓の撤去の工事が予定されていますが、これはいつ頃設置された消火栓だったのでしょうか。というのは恐らく年数的に借地の使用権が当然発生しているのではないかと。また施設の的にも大変公共性高い施設ですのでそういった部分が当然あるであろうというふうに考えますが、今回民地上であるということで撤去したというその判断に至った経緯の話や使用権との兼ね合いについて。

○議長（山本浩平君） 中村消防長。

○消防長（中村 諭君） 今の虎杖浜の消火栓の撤去について概要を説明させていただきます。消火栓は昭和53年に石油貯蔵施設立地対策等交付金という交付金事業で設置されたものでございます。実は虎杖浜地区が特に多いのですが町有地、公有地が少ないということで民地に消火栓が立っている部分がたくさんございます。今回新たにその所有者の代が代わりまして、その方が家を建てたいということでご相談ありました。私どものほうでいろいろと相談を受けまして段階的にいろいろと検討させていただきましたが、どうしても使用者側での不便を私たちが認めざるを得ないということがありました。同じ民地に動かすことも可能ではあります。本人もこの点については承諾をしていただけるのですが、できれば私どもは常日頃町有地等に移す事業を行う方針でございます。その継続で諦めようということですが、それではなぜ撤去ということに至ったかといいますと、実は虎杖浜地区の消防水位の関係なのですがそこがちょっと不安ではなのかと思って質問されたと思うのですが、消火栓の距離というのは今120メートルの横範囲ということ

は決められております。その 120 メートルの以内に実は虎杖浜は 3 基既にあるのです。防火水槽もありまして消防水位の基準では十分確保されているという判断をさせていただいております。その関係で移設工事にかかりましては消火栓 50 万円ぐらいかかりますけれども今回撤去ということで、十分に消防栓実情問題がないという判断で経費の安い撤去ということで判断させていただきました。以上です。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） すみません。先ほどの災害を関係でちょっと補足させていただきまます。先ほどは国の補助の災害復旧でございました。残りに単年度債務と町有林作業道の災害復旧事業があります。単年度債務につきましては道路と河川含めまして大体 2,370 万円くらいの費用がかかっていると。そのうち 100%が起債対象になると。その交付税が幾らになるかちょっとわからないのですけれどもそれは勘弁していただきたいと。町有林の作業道の災害復旧なのですけれども、それにつきましては今あわせて 1,640 万円ほどあります。そのうち起債対象になるのが大体 60%になります。だからここでいけば町の持ち出しとして 650 万円ぐらいは本当の一般財源として町の持ち出しをするという形になっております。ちょっと補足いたします。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 最後のご質問で今回の災害復旧債が今回 8 号補正で起債総額は 7 億 8,200 万円ほど今回発行するという状況になっておりますけれども、そのうち今定例会までに計上しているのが 6,030 万円ほど計上させていただいております。今後今建設課長申し上げたとおり 1 月にまだ残りの補助災害と単独災害の計上がございますのでその分がまたふえていくということですが、補助災害は当然先ほどいいましたように交付税 95%ございまして、あと単年度債務については 47.5%ほど交付措置がございますので単年度債務の部分についてはわずかながら一般財源の持ち出しが出てくるかという状況でございます。

○議長（山本浩平君） 11 番、山田和子議員。

○11 番（山田和子君） 11 番、山田です。25 ページの農業災害復旧事業なのですが災害に遭われた個人農家さんと法人 1 戸ということで分担金が 2 分の 1 ということなのですが、この支援について低金利による融資の支援を検討するとさきの答弁にあったのがそれが確定したのかどうかとその後の個人農家さんの経営状況についてわかりましたらお尋ねします。

○副委員長（山田和子君） 石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） ただいまのご質問でございますけれども支援の分担金につきましては最低が 50%という分担金になってございまして、今判定をされる段階になるのですけれどもこちらにつきましては大体 80%ぐらいまでは補助率が出るのではないかということになりますので、本人の分担金といたしましては 2 割程度におさまるかという形になろうかというふうに思っております。

それから分担金等につきましては本人のほうの中身につきましては J A さんとも相談をしていきながら低金利のものがあれば融資をするという形でご相談をさせていただいておりますし、農家さんも J A さんのほうにご相談をしているという状況になってございます。

それから経営的な状況でございますけれどもちょうど牧草が2番草も大体皆さん終わった段階でしたのでそちらのほうの影響は余りなかったかというふうに思いますけれども、牧草が冠水したとかというのがありますのでそういうような状況であれば購入をするという形になるかと思っておりますけれども余り大きな影響がないかというふうには押さえております。

○議長（山本浩平君） 12番、本間広朗議員。

○12番（本間広朗君） 本間です。1点だけ質問したいと思います。21ページの港湾施設管理経費です。9月に第1商港区で油が流出していたのを見てまのほうは海上保安庁に連絡して原因がわからなかったと。当然海上保安庁も入っておりますので海上保安庁の所見というか、漁港区もそうなのですけど貨物の取扱量も多くなりますので今後こういうようなことも考えられると思いますので海上保安庁の所見が何かありましたらお知らせいただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 赤城港湾担当課長。

○港湾担当課長（赤城雅也君） 私のほうから海上保安庁のほうに報告しまして海上保安庁も来まして調査しましたが現在のところまだ何の回答もありません。以上です。

○議長（山本浩平君） 12番、本間広朗議員。

○12番（本間広朗君） 憶測で物をいうわけではないのですが恐らく油がそこにあるということは外洋から入ってきたことは考えられない。やはり港内でどなたかが油を流したということが考えられる。船のビルジとかバラストとかいろいろあるのですけど余り今そういうことは考えられないのですけど間違っ流すということもありますので、今後注意喚起ということにはならないかもしれませんがそのところを原因究明していかなければならないかと思っております。今回68万円くらいでしたか。これは例えば流した方がわかった場合に当然その方に請求できるのかどうか。そのことだけお願いします。

○議長（山本浩平君） 赤城港湾担当課長。

○港湾担当課長（赤城雅也君） 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律というものがありまして、その法律の中の41条で請求できることになっておりますのでわかれば請求いたします。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成26年度白老町一般会計補正予算（第8号）を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（山本浩平君） 日程第3、議案第2号 平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題に供します。提案の説明を求めます。

南町民課長。

○町民課長（南光男君） 議案第2号でございます。

平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。平成26年度白老町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,814万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月5日提出。白老町長。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 10時58分

再 開 午前 11時10分

○議長（山本浩平君） それでは休憩を閉じて、会議を再開いたします。

◎議案第3号 平成26年度白老町後期高齢者医療事業特別
会計補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第4号、議案第3号 平成26年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。提案の説明を求めます。

南町民課長。

○町民課長（南光男君） 議案第3号でございます。

平成26年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）。平成26年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ372万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,902万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月5日提出。白老町長。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 平成26年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第4号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。提案の説明を求めます。

南町民課長。

○町民課長（南光男君） 議案第4号でございます。

白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年12月5日提出。白老町長。

附則でございます。

1 この条例は平成27年1月1日から施行する。

2 施行日前に出産した被保険者に係る白老町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

続きまして2ページをお開きください。提案説明でございます。出産育児一時金等の見直しに伴い健康保険法施行令等の一部が改正されたことから本町の国民健康保険加入者についても同様の措置を講じるため本条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例

白老町国民健康保険条例（昭和34年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「39万円」を「40万4千円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

2 施行日前に出産した被保険者に係る白老町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

白老町国民健康保険条例新旧対照表

改正前	改正後
(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>39万円</u> を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。	(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万4千円</u> を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。
2 略	2 略

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を許します。

2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。この出産一時金については42万円という金額は変わらないのですが一時金として39万円が40万4,000円になったということで、あとは町長認可によってその不足分というか42万円になるわけですけども、前回のこの3万円というのは町長の許可ということは出しているところと出していないところがあると思うのです。その3万円は何の分だったのか。私ちょっと記憶になくて、何かの分だったと思うのですがこれが結局は少なくなるという意味なのですけどもその辺の解釈をどうすればいいのかお伺いしたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南光男君） 出産一時金につきましては今回出産一時金の金額と産科医療補償制度の加算額が見直されたものでございまして支給額は42万円が変わりません。それで出産一時金については1万6,000円ほどの増額なっていますけれどもそのほかに産科医療補償制度というのがありまして、産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合の加算額で健康保険施行令36条に基づいて3万円を超えない範囲内で保険料が定められております。それで今回掛け金の見直しがありまして3万円から1万6,000円に引き下げることになりました。それに基づいて加算額は1万6,000円を基準とすることで施行令が改正されたものでございます。保険者が定める金額ということで産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合はもちろん出産された方に1万6,000円が請求されますのでそれを保険給付として支払うということでございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。そういうことは産科医療保障制度加入医療機関以外の個人病院だとか加入していないところでお産した場合にはこの1万6,000円は認められないけれども、出産の一時金としては多くもらえるようになるといういい改正なのですか。そういうことだけ確認したいと思えます。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南光男君） 現状で産科医療補償制度加入医療機関というのはさほどないかと思っております。それで実質的には42万円の支給になると思えますけれども、議員おっしゃるとおりに参加していない医療機関で出産した場合は39万円から40万4,000円ということになりますので有利という形にはなりません。でも現状的には大体加入されていますので42万円ということになっております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 白老町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第5号 白老町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。提案の説明を求めます。

田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） 議案第5号でございます。

白老町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。白老町下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年12月5日提出。白老町長。

附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は平成27年4月1日から施行する。

（使用料に関する経過措置）

2 この条例による改正後の白老町下水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して使用している下水道の使用で、施行日から平成27年4月30日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。

次のページでございます。議案説明でございます。下水道使用料は平成21年度に改正して以来6年が経過しているところでありますが、公共下水道事業特別会計の財政健全化を図り下水道機能を永続的に確保し安定したサービスを供給するためには事業の効率化や経費削減等による経営努力を徹底するとともに、受益者負担の原則に基づき下水道使用料の改定を行う必要があることから本条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議願います。

白老町下水道条例の一部を改正する条例

白老町下水道条例（昭和43年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項の表中「200円88銭」を「217円8銭」に、「272円16銭」を「293円76銭」に、「325円8銭」を「351円」に、「12円96銭」を「14円4銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日(次項において「施行日」という。)から施行する。

(使用料に関する経過措置)

2 この条例による改正後の白老町下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して使用している下水道の使用で、施行日から平成27年4月30日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

7番、西田祐子議員。

○7番(西田祐子君) 西田でございます。下水道事業特別会計の財政状況につきまして全員協議会並びに委員会協議会を開催していただき2度にわたりまして担当課より説明を受けております。そこで十分議論されてはいるのですが、しかしながら今日の社会情勢を見たときに果たしてそれが妥当なのかどうかということだと思います。ことし4月に消費税が5%から8%に値上げされました。11月からは電気料の値上げ15.33%です。こういう状況を鑑みまして国は景気が低迷しているとして消費税8%から10%に値上げするのを1年半おくらせております。これは国のほうとしております。今国は衆議院を解散いたしまして選挙を行っている最中でありまして。つまりそれだけ日本の国が景気低迷しているのではないかとそういうような状況の中にあつて今回下水道、最初は10%と聞いていましたけれども8%の値上げにすると。2%の削減努力は認めますけれども果たしてその値上げが妥当なのかどうか。理にかなっているのかどうかということでありまして。今回下水道特別会計の財政健全化つまり採算性がとらなければならないということでありまして。それでは町民の家計負担これをどう考えるのか。つまり町民の家計負担を考えるのか、白老町の下水道特別会計の財政の健全化を考えるのかこういう選択だと思っております。私は白老町の将来の人口、高齢者対策または少子化対策を考えた場合に町民に負担の大きい下水道料金の値上げはいかがかと思っておりますけれどもその辺についての見解を伺いたいと思います。

○議長(山本浩平君) 田中上下水道課長。

○上下水道課長(田中春光君) 今議員のほうからお話あったとおり私どもといたしましては2回にわたりご説明させていただいたわけでございます。そこでおっしゃるとおり今般の社会情勢等から考えていきますと消費税の値上げさらには電気料の値上げこういったものを含め考え、このまちの経済情勢だとかを考えたときにはいかなるものであるかという考えのもとに立ちまして、当初は10%の改訂率と申し上げていた部分を若干ではあります但し圧縮をかけた8%の

改定をお願いをいたしたいということでございます。その考え方は1つには財政健全化のプラン中にも盛り込まれている項目でもございまして私どもの下水道の会計としての収支バランスを保とうということが1つ。さらには一般会計からの繰出金の関係でございますがその部分に幾ばくかの圧縮をかけた中でプランを進めていきたいという思いの中からでございます。もちろん町民の負担の部分には十分ご指摘のあるとお理解しているわけでございますが、町財政の健全化を求めた中での方策であるということをご理解をいただければと思います。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 先ほど一般会計のほうでも補正予算の中でありましたエゾシカ、アライグマ、それからアイヌ文化の伝承に係る国のほうに返却する額約400数十万円、それと土木工事によります残土の分の整理約500万円、約900何十万円、1,000万円近いお金が不必要な出金そういうものだと私は思っています。しなくてもいいようなことにお金を支払わなければならない。こういうことをやっぴながら片方で下水道を8%値上げしていく。本当に白老町の財政はこれでいいのかと。確かにおっしゃっていることわかります。でももうちょっときちんとした採算性を考えた経営をしていかなければ、ただ町民の負担だけでいいのかと私は思います。その辺理事者側はどのように考えていらっしゃるのか。その辺の見解だけ伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今回の条例の改正提案につきましては先ほどの担当課長が提案に至る経過と申しますかそこについてもご説明のとおりであります。ご質問の趣旨の部分でいえば今の社会経済情勢こういうような消費税あるいは電気料あるいは年金の支給額の改定等々を見たときにやはり町民の負担が非常に厳しいというような話も私どもも十分受けとめるところでございます。それを押さえた中で今財政の健全化ということでプランを策定し大きな重要案件という位置づけの中で昨年来ずっと協議をさせていただきました。当初その提案の段階では10%の見込みというような形で数値を押さえて皆さんのほうにも説明を申し上げているところでもありますけれども、やはり先ほどのような理由も踏まえて少しでも圧縮したいというようなことでこの率をご提案させていただきました。確かにご指摘のとおり他の項目の中では値上げの部分があって、いわゆる一般家庭に忍び寄る負担というのは確かに大きいことは先ほどいったとお自分たちでも押さえているとおりののですけれども、一方町の財政をとというようなことになりますとプランで説明したとおりの、町の一般会計の状況とそれから特別会計という意味の中での受益者負担と申しますかその兼ね合いを考えるとやはり提案のとおり値上げ、改定をとということをお願いしたわけでございます。くどくなりますけれどもその上げ幅をどうするかということについては先ほど説明のとおり幾分かでも圧縮したということでご提案させていただきました。いわれている部分は十分私どもも押さえた中での今回の提案ということをご理解をいただければというふうに思います。以上です。

○議長（山本浩平君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 10番、小西秀延です。当初下水道料金の値上げ幅を町側は10%というふうに見込んで計画を推移させてきておりました。プランの中でも効果額を3,300万円とい

うふうに見込んでおります。その年によっては3,400万円のときもあるのですが8%にしたことによってこの効果額がどうなっていくのか。そしてまたその効果がマイナスになった部分をどのように吸収されるのか。その点をまずお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） おっしゃるとおり当初は10%改定率で進んできておりましたので、そここのときの効果額といたしましては使用料の収入増の部分といたしまして3,300万円から3,400万円程度ぐらいのものを見込んでおりました。このたび8%に圧縮かけさせていただいておりますのでそこでのマイナス部分でございますが、初年度で申し上げますと2,200万円前後の収入に圧縮されていくということで、それ以降の年度においては2,600万円程度の増収に圧縮されていくということでございます。差の部分で申し上げますと初年度で申し上げますと500数十万円程度、28年度以降でいえば700万円ぐらいの圧縮のマイナス部分の差がでてきます。この部分をどのように吸収していくのかということでございますが、この部分につきまして新たな一般会計からの追加の繰り出しの中で賄って収支バランスはとらざるを得ないものということ考えております。

○議長（山本浩平君） 課長、今最初3,300万円から3,400万円で2,200万円から2,600万円と、初年度1,100万円の差ではないですか。500万円というお話がありましたがちょっと金額が合わないような気がします。

田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） 10%のときの初年度の増収見込み額は3,300万円までございませんで実質2,700万円程度になるというところがございます。そこで8%後が圧縮500万円のマイナス部分として出てくるということでございます。

○議長（山本浩平君） 10番、小西秀延議員。

○委員長（小西秀延君） プランの中でこれまでの現状の推移でいきますと一般会計からの繰り出しが平成30年度を迎えると6億1,000万円という多額な繰り出しになってしまうという現状があり、一般会計からの繰り出しは大変きついものというふうに私たちも理解はしたところであります。ただ議会からのプランの特別委員会、財政健全化に関する調査特別委員会からも下水道料金は前回見直し時に固定資産税の超過税率の導入、水道料金の値下げなどの改定時に据え置かれた経緯があると。前回も議会からの要望で据え置いているのです。現在も他町村との料金比較において高額な順位にあることから料金改定には当たっては慎重に検討すべきであるというふうに意見を添えさせていただいております。今回10%から8%にさせていただいたというのは町の議会からの意思を酌み取っていただけたものというふうに私は理解をしておりますが、2,200万円から2,600万円程度の効果額になっていくということで私たち議員が一番考えなければならぬことは、このまちの財政で健全化団体や再生団体にさせないということがプランの中では第一の目標かというふうに思っております。そこで健全化団体、再生団体になったら一番困るのは町民でございます。それがきちんと守られていくプランであるべきということでこの8%が妥当なのかどうかという点、そして今後の努力によって一般会計からの繰り出しを増させることな

くもっと内部の努力ができないものなのかなのか。その辺に対してのご質問をしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） まず8%が妥当であるかどうかという部分についてのお話でございます。当初は再三申し上げますが10%でご提案申し上げようというふうに考えていたわけですが、自分のところの会計の健全化を進め、さらにプランの中で一般会計から繰出金を圧縮するためだけを考えるのであれば、この10%という数字が自分たちとしては妥当な数字だったとは考えております。ただこれも再三のお話しになりますが、妥協できるラインのギリギリのところを8%に抑え込んだということございまして、それは先ほど申し上げたとおり昨今の社会情勢ですとかそういったものを鑑みての数字として整理させていただいております。したがって今でいうところの妥当であるかどうかでいえばこの8%がギリギリ妥当な線であるというふうに自分たちとしては解釈しております。これより率を下げていきますと単年単年の中では収支はバランスとれていられるのではないのかと思うのですが、平成30年以降に至っては単年の中で8%以下にしたときにはまた赤字が発生することが見込まれてきますので、その先の部分を見越しての考えでいけばこの8%がギリギリ妥当な数字のラインであるということでございます。

それとの経営努力の関係でございますがこれも今にしてスタートしている話ではございませんけれども、ここに至るまでの間平成15年あたりから人件費削減に向けての人員削減もしくは一般会計同様に給与の削減等も進めておりますし、さらにいえ過剰な事業料の圧縮によって後年時に向けての起債の償還額のセーブをかけていこうということで事業量の圧縮も自助努力して行っております。

あと借りましたお金を返すための償還の手立てでございますけれども、資本費平準化債の借り入れ等によって過大な起債の償還の山をつくらないような仕組みの中での償還の方法なども行ってございます。このようにやっているということをご理解いただければとこのように思います。

○議長（山本浩平君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 当町は400平方キロメートルを超える広大な土地を有する中に人口が点在しているという特色ある地域かというふうに理解しております。下水道の施設を整えるのも相当の設備費がかかっているのも十分理解のできるところであります。この償還がいつがピークで下水道会計自体が償還が減って少し楽になっていって水道料金が下げられるような見込みが出てくるようなときというのは大体いつ頃から予想されるものなのでしょうか。そこだけちょっと確認しておきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） 元利償還金のピークの時期のお話でございますが今の試算の中では平成30年が元利合わせての償還金のピークということで押さえてございます。その年度の償還額がおおむねの話になりますが元利合わせて7億6,400万円程度の償還金はまだこのピーク時点では発生しているであろうということでございます。それ以後の年度に向かつてはこの

ままの事業量で進んでいったと想定した場合ですが徐々に償還金の山が下り坂のほうに向かっていきます。したがって、32年度以降の部分については今の段階で申し上げることはできませんが30年代の終わり近くになってくればこれ以上の不測の事態の投資がない限り、いつかの時点では新たな使用料の値上げを求める時期は過ぎ去っていくかと思っております。ただ施設がどんどん古くなってきておりますので、その中でいけば施設の維持管理に要する事業費の部分ここはまた新たな支出として近い将来見ていかなければならない部分もあるということも考えてはございます。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 下水道事業については80億円からの借金があって、私の記憶では一番公債費の残高が多かったのは89億円という記憶があります。ずっと何年80億円から抜け切らない。今課長が30数年には楽になるというお話がありましたが私はこれは大きな勘違いをしているのではないかと思います。今いっているのは町民に説明しているわけですからもっと正しくしなければだめなのです。ということは下水の事業のピークは1年間に28億円から30億円余りあった時代があります。集中して。そしてそれが今長寿命化政策やそんなことをして建設改良費が3億7,000万円平均ぐらいに抑えているのですが、私はどっぷり投入した時期がいずれまたきます。老朽化の時期、寿命が。そのときには私は今80億円の借金が今度建築改良費に変わって行って、今3億7,000万円が10億円台の建設改良費の時代も間違いなくくると思っています。ですからそんな生易しいものではないと思っています。

それから下水道の料金なのですが私は今のこの料金だって大変厳しいのです。先般の一般質問の同僚議員の中でもありましたけれども非課税世帯が6,000世帯余りにいるのです。それに今さまざまな値上げラッシュ、そして年金生活者がどんどんふえて下がってくると本当にこのまちにこの下水道代だけを考えてもなかなか住みにくいまちになると思っているのです。ですから私は維持するためには値上げもやむを得ない。これはもう値上げせざるを得ないわけですから。しかしながら私はこの会計が、これは法律上仕方ないのですが下水道と水道の会計が別になっています。私は前にもいったことがあるのですがこの会計を1つにしたらどうか。その中で今水道も第2浄水場あれをとめると大きな効果がある、これも私は再三いってきておりますし、そのことから含めてもうちょっと長い将来を見据えた物の考え方からいくと、私は本当にこのまま4年おきに料金を改定していけば、今確か料金は8%、2,200万円になると北海道で高いほうから17番目ぐらいになります。これらがやがてもっともっと本当に実質公債費比率みたいに全道の1、2番に必ずなってくるような気がします。ですからできるだけ町民が希望が持てるようなまちにするにはやっぱりこの下水道代も、10%を8%にした努力は認めますがどうか一つもう少し、それから来年は水道のあれも来年で終わります。あれも確か一般家庭で300円これも付加されていくと大変この厳しい上下水道のこの料金になるのです。本当に私は賛成したくないというのが今の気持ちなのですがもうちょっと何とかならないのですか。そしてこの下水道計画、目先のことでなくもう少し先ほどいった32年後、これからの建設改良費を含めてもう少しわかりやすくきちんとした、今の課長は定年退職で何年かすればいなくなるのです。今だけを考えるのでは

なくやっぱり後々のこともきちんとしたわかりやすい説明をしていただきたいと思います。できるだけ値上げ幅を圧縮したような考え方にならないものかということでもうひと押しお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） まず今の起債の全体の残高のお話でございますがおっしゃるとおり 25 年度までの時点で申し上げれば 80 億円程度の起債の残高がございました。これが 26 年度ごとで残高 80 億円切りまして、以後毎年の償還がどんどん上がっていくせいもあるのですが 29 年度あたりでは 60 億円台の残高に乗っていきます。そのうち 32 年度あたりからは逆に今度 60 億円も切りまして 56 億円前後ぐらいの起債残高に落ち込んでいくという格好になっております。ここらの起債の部分については議員おっしゃったとおり平成 5 年前後から 10 年間ぐらいどんと事業投資を行いまして、事業費だけで申し上げても 17、8 億円ぐらい投入した時期がありましたので、そこらの起債も償還の部分を含んでの還付になってございます。なのでこの事業ペースを今後も続けていく限りはそうそう起債の償還額がどんどん雪だるま式に膨らむことはないということでございます。

それともう 1 点。そういった事業投資を行った結果の管渠の部分でございますがいずれは老朽管としての更新をしなければならない時期を迎えるだろうということでございますがおっしゃるとおりでございます。ただ大きな事業費の投資をしながらその更新を行う時期がまだ 30 年代の前半にはないというふうな考え方でございまして、30 年代をどのように事業展開を進めていこうかという部分の中心の部分はその先にある処理場の部分でございますが、その施設の部分が機械・電気設備どんどん耐用年数こういったようなものになってきておりますので、順次その機械設備、電気設備の中心にした更新を計画的に行っていこうということでも今考えてございます。その事業費規模が 3 億円から 3 億数千万円程度の単年度の事業費規模でということでも抑え込んでいるわけでございます。そこらの山を越えた後、今度は管渠の更新に向かっていくであろうと思っておりますが 30 年代の後半以降になっていくものと考えておりまして、とうにその時期になりますと私もおっしゃるとおりでない時期になってございます。でありますのでそこまでのものは計画に盛り込んだものはなっていないが向こう 30 年代全般までの部分としては計画に盛り込んだ数値であるということでございます。

端的に申し上げてもう少しこの使用料の改定率を何とかできないものかということであろうかと思うのですが、先ほどの小西議員のほうでも申し上げたとおりでございますが向こう 4 年間 30 年度までの安定的な経営を考えたときには 8% の改訂率が私どもとしてのお願いしたい率であり、これ以下の部分としましてはなかなか 4 年間のしのぎの部分としても厳しいものになっていくかと考えてございます。

○議長（山本浩平君） 5 番、松田謙吾議員。

○5 番（松田謙吾君） このような議論をいくらしても一気につまるものではありません。ただ私が心配するのは今町民税は 23 億円ちょっとです。32 年には 18 億 5,000 万円ぐらいになる。この 18 億 5,000 万円なのだけれども超過税率とそれからきのうも議論あったけれども職員給与

の削減 9.5%、1 億円こういうことをやると 15 億円しか町民税がないのです。26 年度一般繰入が 5 億 4,500 万円ぐらいしている。こういうことをやっていくと確か分母のほうは理屈からいくと減るかもしれませんが、しかしながら人口が減少していくし町民税も減っていくことからいくと私はそういう楽観的なことではないのだと常に思っているのです。下水道が今なぜこうなったかといったら私にいわせると結果的には鉄北にスピードを上げて下水道事業をどんどんやってしまったのが失敗の始まりなのです。ですからこれはやめるわけにもいかないし維持管理はしていかなければいけないのだけれども、ただあそこのところで一回切ったのはよかったと思っ
ているのです。そういうことからいくと必ずしも今課長のいったことにはならないのだとこれだけいっ
ていて、あと何ぼいってもあれだからこの辺でやめておきますが私はそう思っているのです。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 1 回目の質問そして今の質問非常に松田議員も言葉を選んで質問を
しているかというふうに感じました。非常に冷静に下水道会計の将来を見据えた財政見通しとい
いますか、失礼ない方ですけれどもそこら辺も適切に押さえた中での発言。言葉でいえば長い
将来を見据えた考え方、それから目先のことだけでなくということでのご発言を聞きますとそ
とおりで。ただ一方そういういいながら上げないでほしいというような言葉もちんちん見受け
られるというような非常に質問も苦勞をしながらといいますか、言葉選びながらご質問されたの
かというふうに思っています。そういう心情を押さえた中で今回は長い下水道特別会計の将来見
通し、財政見通しを押さえた中で、昨年ずっと議論されてきましたとおりにプランの中で下水道会
計をどうしようかと、将来を見た中でどうしようという中でプランの中にも実施項目として計上
させてもらいました。確かに数字だけで追っていくとやはり 10 ぐらいはしなければだめだろう
というようなことで説明はさせていただいておりましたけど、特別委員会の報告にもあるように
慎重に検討しなさいというようなことがありました。その慎重ということはやはり今の情勢がど
うなのかということも加味して考えなさいというようなことだと思います。私どももやはりプラ
ンを実行するという大きな使命の中で、その使命ということは健全な財政にもっていかなければ
だめだというようなことでプランもつくりました。事務事業の見直しも小さなことから積み上げ
てやりましたけれどもなかなかそういうことを実施するというのは非常に厳しい、難しい問題も
ありますけれどもプランを決めた以上は基本的にはそのプランに沿って考えを進めていかなけれ
ば何のためのプランなのかという話になりますので、私どもはプランでご説明したことについ
ては実行するというような姿勢でいきます。ただそのときにこの情勢を見たときに一步譲れる部分
があるのかどうなのかということで一つ一つ検討させてもらおうと。先ほど課長がいったとおりに
ギリギリの線だというのは今回そういうことで 8%をご提案させてもらったと。同じような説明に
私のほうはなってしまうかもしれませんが今松田議員のご質問の趣旨は十分押さえますので、何卒こ
の提案のことについてはご理解いただければというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 今いろいろ議論されております。なぜかもう 8%という議論してい
ますけれども、この改定について 9 月 28 日に全員協議会あったのです。そして下水道使用料の

引き上げの改定に向けた説明がありました。そのときの全員協議会での説明は 10%だったので。しかしその後 9月 28 日以降 8%にするということは議案説明会のときに出了のです。そのときに私たち具体的に 8%に変わった資料も何ももらっていないのです。それで皆さん議論しているのです。本来はそれの説明があつて、そして本会議でその辺の是非の議論があつてもよかつたかと思うのですけれども、まずなぜ 8%の資料の配布もなくてきょうの議案審議を迎えたのか。聞けば委員会のほうは 1、2 回あつたと。私は総務ですから入りません。だけどほかの人は 8%ということではいっていますからそういう議員さんには町側から別に説明があつたのかもわかりませんが、私は 9月 28 日以降一切ないのです。だからどうやって議論していいのかわからないのです。これは過去にもバイオマス燃料化施設の建設のときの議案のときに松田議員がいつて一度議論を下して説明があつた経過がありますけれども、本当にこういう中で何も 8%になった根拠の説明がなく、大きく数字変わっています。それで議論できるのでしょうか。そういうことでなぜきょうまでそういう説明が公の場で私になかつたのでしょうか。

それと今副町長も話したように健全化プランを決めた以上はプランに沿ってやっていくべきだと私は思っています。しかしいろいろ事情も変わってきますでしょう。先ほど皆さん話しているように私もそう思います。後でまた説明します。そこで私は健全化プランを見てきました。そして健全化プランどおり今回繰出金によって使用料改定されて健全化プランどおりに達成するのかということで見ただけですけれども、10%の数字ももらっていますから 10%でもらった収支計画と健全化プランとを見たらかなり数字が違っているみたいなのです。それでお聞きしたいのは今回実際値上げしたために作成した料金改定の 10%、料金を 10%改定したことは財政健全化プログラムも繰出金は 10%を仮定した数字で上がっています。まずこれを前提にいわないとこれから話をするときにはわからなくなります。その見込んだ繰入金、下水道会計上から見れば繰入金、一般会計から見れば繰出金ですけど、これは 27 年度以降 32 年までそれぞれいくらになっていますか。健全化プランの繰出金の対策後の数字に対して今回収支計画を立てた 10%でも 8%でもいいですがそれに対して多分差があると思います。各年度ごとに幾らの差は出てくるのか、6 年間でトータル幾らなのかということです。当然このときに使用料もちゃんと健全化プランで見込んでいます。これも 10%だと思えます。だけど 8%に下がりました。この差異がどのぐらいあるのか。仮に一般会計が繰り出しする額と収入が落ちた額のプラスマイナスの差は結果的にどこで負担になるかということです。そういうことでまず使用料についてもあわせて繰出金の健全化プランでいつている部分との対比した数字を求めます。

○議長（山本浩平君） 田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） まず 8%に圧縮をかけたときの説明のお話でございます。議案の説明会の中でも申し上げたのですが、まず 9月全員協議会でご説明申し上げました。この際は 10%の改定率ということでお話し申し上げていたわけでございます。その後 11 月 13 日だったというふうに記憶しているのですが産業厚生常任委員会のほうの協議会の場を設けていただいて、その中でも 10%の提案の考え方の中での話は申し上げてございます。それで各委員会の委員さん方のご意見を参酌した中で申し上げますと社会情勢等々を勘案した中では 10%の率

というものを再考願えればというような趣旨のご意見が多数占めておりましたのでそれを持ち帰りまして、私どもとしては理事者を含めた中で最終的な協議を行ってございます。これが 11 月の末、もう終わりの時期のタイミングでございました。そのタイミングの理事者との協議の中で整理したものが 8% という数字に切りかわったわけでございますが、その後議会のほうに資料を用いながらご説明するだけのいとまもなかったというのが正直なところでございます。冒頭申し上げました議案説明会の中でその経過を含めてお話をして 10% の改定率を 8% に切りかえたということはお話し申し上げたところでございました。まず経過はそういうことでありましてなかなか資料を用いながらの説明のいとまがなかったということでご理解いただければということでございます。

あと議員のおっしゃっていた部分はプランの策定時と全員協議会の中で 10% 改定を行ったときの繰出金の数字がちょっと異なっていたのではないのかということをお願いのかと思います。確かに各年度の中で数字のとり方の違いはございました。プランの数字でいうところの繰出金の額は 27 年度でいえば 5 億 4,600 万円程度の数字で整理してございました。これが全員協議会でお話し申し上げたときの見直し後の 10% の数字で申し上げますとおおむね 5 億 6,300 万円という話になりますので、プランの当時のときの差を申し上げれば 1,700 万円程度の差が発生してここでございます。さらに以降の年度についてもおおむね少ないときで 800 万円程度の差異の部分、多いときでいえば 2,000 万円程度の差異の部分が発生しておりプランの作成時と比較しますと繰出金の額としては大きな形にはなっております。これが一つあります。

それと使用料の関係でございまして使用料の関係につきましても増収の見込み額としてはプランのときの作成数字 3,300 万円から 3,400 万円程度の増収見込みを持っていたのですが、これが見直し後も数字的には大きく変わっていないかというふうに押えてございます。

おそらくなぜにそんな数字の違いが出てきたのだろうということが疑問持たれているのかと思われるので先に申し上げさせていただければと思います。このプラン作成時は各年度の中で決算時にある程度繰越額が発生するものという見込みの中であらかじめこれを見込んでの収支計画を作成したものでございました。しかしそうすると単年収支で均衡保たれて赤字が発生しないため使用料の増収分がそのまま繰出金の圧縮効果額として見込んでいたわけでございます。その後進めていく段階の中で収支計画を見直し精査したところ、あらかじめ繰越額を見込むというのはリスクの高いところもあるかというふうに考え直しをした部分がございます。したがってこれを度外視して考えたときには各年度年度ごとにはこのままいけば単年度の中での赤字が発生する部分があり得るだろうということは数字として見えてきてございます。その部分でこれを埋めるために使用料の改定による増収分から収支不均等になるであろう部分を差し引いて補てんした残りの部分を繰出金の圧縮効果額として求めたための差が生じたということでございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 各年度ごとの 6 年間における差というのが先ほどありました。

○上下水道課長（田中春光君） それではお話し申し上げます。まずプランの数字でございます。27 年度 5 億 4,600 万円は申し上げたとおり、28 年度 5 億 6,200 万円、29 年度 5 億 6,600 万円、

30年度5億7,700万円、31年度5億6,900万円、32年度5億7,100万円。これに対しての見直し後の数字でございます。27年度は5億6,300万円、28年度が5億8,300万円、29年度5億7,600万円、30年度5億8,500万円、31年度5億9,800万円、32年度6億500万円ということです。それぞれの差でございますが27年度でいえば1,700万円、28年度2,100万円、29年度1,000万円、30年度800万円、31年度2,900万円、32年度3,400万円ということで31、32年度は実はプランの中では新たな料金の改定も含みの中で拾っていますのでこの差が出てございますが、見直し後は10%でいった場合はとりあえず31、32年度の部分の見直しは見合わせた中で繰出金の額としてカウントしてございましたので、この後のほうでの大きな差が発生しているということでございます。よろしいでしょうか。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今の数字比較して27年度以降30、31年は理由はあったけど、あくまでも健全化プランの形の中で私は議論させていただきます。トータルすると10%で1億2,000万円です。これを8%に置きかえたら、この前資料をちょっと見て教えてもらったら、8%に置きかえたら1億5,400万円なのです。当然2%の差が出ます。私がいいたいのは先ほどから副町長も健全化プランをちゃんと実行するといっていました。だけれどもことしの4月にプランスタートしているのです。3月までに策定しています。私先ほどいったように説明受けたのは9月28日です。当然その前に作業しているでしょう。半年も立たないうちに財政健全化プランから10%でいけば健全化プランの対策後の繰出金の額より総額で1億2,000万円ふえるのです。副町長が決めた以上プランに沿って実行するといっていたものが今崩れてしまっているのです。まずその話。

それでは収入が8%でいけば少し落ちます。それをちょっと置いておきましょう。この6年間の歳入をふやして収入をふやして下水道会計の健全化をします。そして下水道会計の繰出金を負担しますということが健全化の原則です。しかし今8%に落として収入をふやそうとしています。2,500万円、2,600万円出るでしょう。しかし片方では健全化するといいながら町民に負担を求めていながら新たに健全化プランで1億5,000万円を繰り出すことになるのです。きのうの一般質問の話では予定は予定だというけど、今回それでは話になりません。4月にスタートした健全化プランです。それが今1億5,000万円出るのです。この1億5,000万円はどういう手当になりますか。当然これだけの額をやるのであればあわせて財政健全化プランも見直ししなければいけないのですか。そのことは3問目でいいますが、まずそれではなぜこれだけの1億5,000万円を繰り出すことになったのに今までの議員の説明に何も出てこないのですか。健全化になるといいながら。そして新たに出てくる1億5,000万円についてはどういう負担になりますか。

○議長（山本浩平君） それではここで暫時休憩をさせていただきます。

休 憩 午後 0時15分

再 開 午後 1時15分

○議長（山本浩平君） それでは休憩を閉じて、会議を再開いたします。

それでは先ほどの 13 番、前田博之議員の質疑に対する町側の答弁から始めたいと思います。お願いいたします。

田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） 繰り出しの効果額の差の部分のお話であったわけですがもう一度私のほうからお話させていただきたいのは、プランの作成時には各年度ごとの決算時である程度繰越額が毎年発生するであろうということで計画に盛り込んでつくったということは申し上げました。しかしこれがそうではなくてもっと堅い路線を歩むことを考えるのであれば、あらかじめ繰り越しを見込んでやることのリスクがあるという判断の中からそれを外して考えたときに当初出していたプランとの数的な違い、開きが大きくあらわれてきたというのがこの結果になっているわけでございますが、実質の問題としてお話申し上げれば毎年収支の予算を組むわけでございますが、支出のほうで 100%消化してしまうということはほぼあり得ない話でございまして、毎年ある程度一定の額は残っていくというのが通例でございまして。それからいけば結果としてはある程度の繰越金が毎年発生するであろうということはそれなりに考えられるということでございます。1つの例で申し上げますと 25 年度でもそのような形になっておりまして、決算時に繰出金を一旦はいただいていたのですが出納閉鎖期間内で整理かけまして 600 万円一般会計に戻したという例もございまして。その前の年も同様な形の例の中で努力の結果 1,000 万円残して 1,000 万円繰出金をお返ししたという例もございまして。数的にあらわれているその数字の差がそのまま後年次に向かって開きと残っていく形にはならないものとして自分たちとしては考えている部分もございまして。私からは以上です。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 今回の下水道使用料の値上げで当初 10%から今回 8%の提案ということで、この差額もプラン上でいきますとどうするという状況になりまして、ただしプランは今年度からスタートしておりましてプランの数字につきましてはなかなかそのとおりにいかないというのが財政状況でございまして、今回も 2%下げたことによって 700 万円ほどの財源の持ち出しが出てくる状況については一般会計の予算の中で何とか工面をしながら、もしくはプラン全体で出た差額についてもやりくりをしながら行っていくと。ただプラン策定時でお示ししているとおりの社会情勢の著しい大きな変化もしくは国の制度上で大きな変化があって収支バランスが崩れた場合については随時見直しをしていくということも今後行ってまいりたいと思いますし、あとは 3 年に 1 度将来に向かっての見直しも含めて行っていくということの状況を踏まえてこの差については 27 年度予算の中で何とか吸収しながら、次年度以降もそういう中で予算編成をしてまいりたいと考えていますのでその辺をご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 言葉悪いけれども今担当課長の話聞いたら財政健全化プランとはその程度のものなのかと思いました。私がいっているのは 6 カ月くらい前に作ったばかりなのです。今下水道の担当課長がいったことは収支計画を作ったときに発生した問題ではないのです。今の答弁でも何年前からわかっていることです。それをなぜこの中に置きかえて作れなかったか。そ

して今財政課長いうように国の情勢変わる、そんなことなら本当に財政健全化プランとは何なのだろう。私たちは何のために審議してきたのだろう。これまで一所懸命皆さん議論しています。1円でも2円でも、財布にもうお金がない状況でどうするかということで議論しているのに、今収支計画で町民が年2,600万円ぐらい負担するのです。だけど一方では財政健全化プランをつかって10%上げることによってこれだけ繰出金を抑えましょうとこういったのです。それが見たら先ほど答弁ありました。10%を置きかえていけば27年2,400万円、28年2,800万円。差し引きしたら下水道会計の健全化とか繰出金の軽減になっていないのです。失礼ない方だけど今担当課長だけの答弁で我々議会として納得できるのだろうか。

それともう1回聞きますけれども、10%でいけば1億2,000万円、8%でいけば1億4,000万円これだけ今いったように毎年出るのだけど、財政課長が今いったように何とかやりくりして出るという話ですか。出るかもわかりません。だけど姿勢だけでいいのだろうか。私がいっているのは28年ぐらいで見直しするときにこういう問題がというのならわかるのです。私がいいたいの是我々が知恵を絞って、財政健全化プランには議決権ないですけれども26年3月に策定したのです。4月にスタートしているのです。半年足らずです。今副町長首かしげているけど。そういう意識というのはどうなのだろうか。自分の考えは討論の中で示しますけれども、もう一回聞きますけれども、この8%でできたときの1億5,400万円は税金から出るはずですから間違いなく27年度の予算で上がってくるわけでしょう。まずその辺の財源はどういう見通ししているのか。

それとこれは3問目だから町長に聞きます。今私がいったような財政の健全化プランをつかって今議論されている中でかなりの矛盾出ています。町民に2,600万円の負担をさせているのにこういう矛盾出ています。このまま町長は押し切るつもりですか。後で討論するための答えをもらっておかなければいけないですから。どうすれとはいわないけれども私も藪から棒に反対しようとか責めているわけではないのです。本当に町民の立場、財政健全化考えたらどうにかしようと思っています。そして8%の説明もなかったわけです。まして財政健全化プランを1億何千万円穴開くからこの対策どうしたらいいかとすぐ議会に働きかけてもいいはずではないですか。それすらない。なぜ町民に負担だけ求めて、新たに財源に負担を強いるそういう矛盾を含んだ下水道の使用料改正ですけど、この議案で町長はもう押し通すということでもいいですか。町長からの答弁を求めます。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） まず前段の財政見通しでございますけれども今回の10%提案から8%に落として700万円ぐらいの増額になりますけれども、それをまた財政健全化プランを見直すという状況にはないのではないかと理解はしております。昨日以来の一般質問の中でも財政収支見通しを示してまいりましたけれども、また27年度の予算編成も示してまいりましたけれども、税収入についてもプランでは1億2,000万円ぐらい全体で落ち込みというところでしたけれども状況が原課のほうで積算していただいたら8,000万円程度に終わっています。一方では5,000万円程度で済むというような状況もあったりさまざまに歳入歳出の中で

数字の動きがございまして、それを何とかプランを修正しないで次年度予算の中で収支を整えていくというのが今現在進めている予算編成の中でやってまいりますので、その辺は財政の規律を守りながら当然財政健全化プランも実行していくということも十分に守りながらその範囲内でやっていくということをやりたいと考えておりますのでその辺はご理解をいただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） この下水道料金の改正ですけれどももうずっと前田議員だけではなくてほかの議員さん方の質問等々にいろいろお答えしているとおりでございますが、収支バランスを保つためと受益者負担の原則に基づくと。プランのときには10%という数字を示しましたが委員会、協議会等々によりいろいろな意見を参考にさせていただいて8%にしたということで議案説明もして上程していますので8%の改正ということで上程をさせていただきたいという意思でございます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。一般質問で私はこの辺質問しておりますのでここで再度政策議論をしようなんていう考え方は全く持っておりません。ただ1つ2つあるのは例えば政策議論の中で明らかになったことを含めて見たときにやはり特別会計は収支バランスをとると。しかし港の会計というのは私このことでは特別会計にすべきだということを2度ほど一般質問でかなり前ですけどやっております。それは町側から無理だという答弁をいただいているのです。それは収入がないからだとかこういうふうにも伺っています。私はそこは特別会計でやるべきだろうという意見をいいました。それだけ港が重要であるのであればやっぱりそういうこときちんと考えるべきだろうということはいいました。ですからそういうことがない中で、今も町長の答弁の中でありましたけど受益者負担だという考え方なのです。ですから港も受益者負担なのです。ですから私がいいたいのは何かというと、そういうことでいうと現在の状況を回避するとしたら政策的な見地しかない。それは何かというと、下げたことは評価しますが2%下がったということも政策的な見地なのです。ですからそういう点でいうと本当に努力をする中で今の私の行った政策議論を含めて考えたときに、私はやっぱり今の状況で本当に町民負担をかけることが白老町の将来にとっていいのかどうか。これをいうとまた同じことになるからこれでやめますけど、本当に白老町の将来はこれで大丈夫なのかと。それはどういうことかということ人口減少と少子化対策です。ですからそういうグローバルな視点から見た単なる下水道会計のその部分だけで見るものではないのではないかと。政策的な見地というのはそこだからこそ政策的な見地が必要なのだろうというふうに私は思います。

もう1つ、手続き上の問題が今かなりありました。確かに全員協議会がございました。そして委員会協議会もございました。これは両方とも10%で走るということだったのです。8%というのは先ほどいったように評価します。この部分だけで見れば2%がいいかどうかは知らないけど下げたということに対する政策的な評価はしますけれども、この説明は確かに課長がいうようにいとまがなかったかもしれません。しかし議会と合議を得ていくというのは僕は違うと思うの

です。どういうことかという全員協議会と委員会協議会の中で10%で走ると何度も委員会協議会の中で出ているのです。今のいい方だったら下げるのではないですか、町は考えているのですねとそういう言葉が出るような、誰がいいとか悪いとかそんなことをいっているのではないのです。事実そういう言葉が出るような常任委員会の委員会協議会だったのです。そういう状況の中でいきなり議案説明会で出てくるというのは私はやっぱり手続き上は納得できません。私はこれは明らかに町の議会軽視といっても仕方がないのです。なぜか、その中身は私が質問するまでわからなかったのです。もちろん皆さんわからないと思います。私の質問の中でちょっとだけわかりました。ほんのちょっとです。やっぱりそこは議会軽視だといわれても仕方がないです。ですから2%は評価はするけれども2%の範囲で議会が全員が合意できるかどうか私はそこが疑問なのです。5%だったらどうなのかといわれたらそれもわかりません。しかしそういうことが丁寧に議会にきちんとされるのが1回目と2回目の協議会が生きることなのです。全部死んでしまっているのです。ここに議会と町の本当の信頼関係が生まれるのかということなのです。ですから私は手続き上の問題については納得できません。もちろん政策議論をしたように値上げ2%抑えたけど僕はもうちょっとくるのではないかと率直に思っていましたから。だからそういうことが違うのです。議会とのそういう部分では何もないのです。それでは5%だったら賛成したのかといわれたらそれは検討しなくてはいけない部分です。だけど今の状況でいえばやっぱりその問題がかなり大きく議会と町の中で不信感としてあらわれている部分があるのではないかと。だから政策論議をしているのです。この中身というのは単なる値上げだとか受益者負担だとかという話ではないのです。そのところを私は理事者の方は理解していないのではないかと考えています。討論みたくなってしまうけど私はやっぱりそのところはきちんと解明していかないと今後いろいろな問題の中で禍根を残すことになるだろうと。ですから先ほど同僚議員の小西議員がいられているように、議会はこのことをやるためには十分な熟慮の上でやってくださいといっているのです。初めから10%上がると知っているのだから。だけど計画プランをつくる時にそういうことできちんと指摘もしているのです。10%で出してきたということはその評価がどうだったのかということになるのです。そういうことに対して私は議会との関係でいえうまくないとはっきりいってそう思っていますし、このことについては納得できないとこういうことであります。それで答弁あったら。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） ただいまのご質問2点ありました。1点目前半ですけれども特別会計を組んだ中でという、特別会計を組むということはその会計の中の収支でバランスをとってと。その中でその受益を得ている方々も当然応分の負担をなささいというその応分の負担がどの程度なのかということで全額の負担ということにはならないので政策的判断の中で繰り出しを出したりそういうことで個人の負担を少なくすると。その応分の負担がどの程度がいいのか。あるいは反対にすると繰出金がどの程度まで出せるのかというのが政策的見地の中で判断しないとだめだというふうに思っています。今そういうことの大局的にということでは今後本当に大きな課題になるであろう人口減少、少子化等々によっての町の財政そのものが危惧するところ。先ほどのご

質問もありましたけれども長い将来を見据えたときの大局的にどうなのかということが今後大いに議論していくというか懸念されるところだというふうに思っています。そういう中で親会計である一般会計がどのような財政の推移をしていくのか。どこまで下水道に限らず他の会計に繰り出しをできる許容範囲なのか。1つにはやはり特別会計という根本的なことをいえば特別会計での収支バランスをどの程度とれるのか。その判断を適切にしていかななくてはだめだと。今回はプランに上げたのは下水道料金の見直しというのはやはり受益者の負担の程度をどの程度にしてもらえるかというようなことで当初10%というようなお話をさせていただきました。

今の答えになっていくと2点目の話に入っていきますけれども、ご指摘のとおり私どももプランの中からもスタートしていますけれども全員協議会の中でこの程度の料金改定ということでの数値としては10%そういう見込みの中でプランを立てて、そのプランに基づいての全員協議会での提案については同様に10%。経過としては全員協議会の性質上で10%のやりとりは余りなかったというようなことを踏まえて、逆にまた非公式にそういうこともアップ率についてでお話も伺ったり、それから他の公共料金のアップのお話も出てきた中でやはりもう少しご意見をいただこうということで委員会協議会の開催をお願いいたしました。委員会協議会の中ではやはり他の社会情勢云々ということもお聞きして、当日町長も私のほうも都合悪くて他の公務の中で欠席もといたしましたので担当課長から協議会の開催状況等々のお話を受けました。そういう中で先ほどの政策的な判断といいますか、見地という中では町長の最終の判断として今の情勢の中ではもう少し圧縮を検討できないかというような指示の中で、ぎりぎりの2ポイントの減をということで最終的には判断させていただきました。その時点が先週の月曜日の段階です。もう議案配布ということのスケジュールになっているものですから議会のほうにお話は適切にこういうような状況でこう判断するというような説明も議員の皆さんのほうにも説明できなかったということのご指摘については、私どもも全員協議会もやった、委員会協議会もやったという経緯の中を踏まえれば、そういう結論に至った経緯も説明するいとまがなかったということに対しては手続き上の話の中では、反省すべき部分なのかというふうに思っております。当然何物も協議していないことで提案するというのは、一方では事前審査になるのではないかとご指摘もある中では全てが全て協議しているわけではないですけれども、ただ今回の経緯だけをすると10%ということで当初説明している中で委員会協議会も開いた中でそれでは提案だという結論に至ったということについては、再度申し上げますけれどもそういう説明をするいとまがなかった部分はありますけれども手続上については、やはり議会のほうにもそういう方向性だというような説明をするというのが筋なのだと。その手続上の問題については私どもも反省するところがあります。そういう中では議案の説明云々については議会とも丁寧な説明といいますか、経過を含めて議会のほうには理解をしていただくという私どもの努力も必要になってくるというふうに思ってその部分については反省いたします。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。追い打ちかけるとかそういう気は僕は全然ないのです。ないのだけど例えば2%の根拠というのは、10%から8%に下げたでしょう。その根拠とい

うのは我々は何もわからないのです。何を根拠にしているのかと。勝手に鉛筆舐めてやったのかということになるわけです。それでも 100 歩譲って逆にいうと、やらなかったらやらないでまた議会からいわれるのだけど全員協議会や委員会協議会やっていないのだったら出てきても何でもないので。ただやっている中で 2%下げたのが全然我々に伝わらなかったら何の根拠で下げたのかと必ずなります。ですから私がそういうことです。これは追い打ちをかけているわけではないですからこれはいいです。

もう 1 つ。例えば特別会計であったり公営企業会計だけ病院は町長が政策的にやめるという方向を出したのです。しかし政策転換をされてそれが功を奏してことしだけでも 5,000 万円ぐらいの増収あげているのです。もちろん下水道は全く違いますからそう簡単にはいきません。ただ特別会計や公営企業会計だからといっても、そういう範囲というのはあるのです。ですから私がいっている政策的な見地というのは初めの答弁で副町長いわれたように白老町の将来を考えたときにどうなるのかとここをみんな心配しているのです。病院だって何だってみんなそうなのです。だからそういう見地からいったらこの問題についていえば手続き上の問題が 1 つと、その問題で議論がきちんとかみ合っていない限りそれは納得するというふうにならないのです。なぜか、苦小牧の倍ですというようなことが理論的に的にきちんと解明されていないからそうなるのです。そのところがやっぱり僕は納得できないとこうなるのです。そこ答弁ありましたら。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） まず基本的に 1 つずつの事業といいますか今回のことで下水道のということは、プランの作成時に将来的な下水道の財政状況を基本的に説明した中で方策として料金の見直しだと。それは言葉だけではなくて 10%という数字を示した中でプランを立てている。当然そのときの特別委員会の中で基本的に下水道会計の将来見通しこれも説明しているという中で特別委員会の報告をいただいて成案としてなってきたということですから、基本的には下水道会計の将来的な見通しの説明はそこではしていると。それを何%にしますかというのは 10%で精算しているけれども 8%だというのは、7がいいか、8がいいか、9がいいかそれは数字の押さえ方なのですけれども、基本的に改定をするということとあわせて委員会報告では状況を適切に判断しなさいというようなことだったと思うだったので、私どもとしては下水道会計プラス一般会計の繰り出しの影響を見たときにこれがギリギリな数字だろうというように判断しました。確かにその 8%がいい悪いというのは確かに事前に説明はしていないという部分については先ほどの答弁のとおり、そういう手続き上については若干こちらのほうも不手際といいますかそういう部分あったのかというふうに思いますけれども、ただ今いう将来白老のまちがどうなるのだということについての 1 つの部分の下水道会計については特別委員会の中でも十分将来見通しをたてた中での財政状況の説明はさせていただいたというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 5 番、松田謙吾議員。

○5 番（松田謙吾君） 今までいろいろ議論しているのだけど今ちょっと副町長が手続き上の問題もあったといいました。消費税 3%も 1.8 カ月先送りされています。そういうことからいくと 1 回議論を取り下げたらどうですか。

○議長（山本浩平君） 暫時、休憩します。

休 憩 午後 1時44分

再 開 午後 2時15分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどこの協議の取り扱いにつきまして議会運営委員会を開きまして協議を行いましたけれども、このままこの議案を続行して審議をするということに決定をいたしましたのでこのまま会議を開きます。

ほか質疑のございます方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず本案に対する反対討論の発言を許可いたします。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 13番、前田です。議案第15号 白老町下水道条例の一部を改正する条例についての反対の立場から討論します。今非常に議会で活発に議論されたことも踏まえて反対討論したいと思います。同僚議員からもありましたけれども非常に地域経済が厳しい中で先般我々の期末手当等の審議もしましたけれども、一方ではこの冬ボーナスも出ないという声を聞く勤労者の方もたくさんいまして年金で細々生活しているという部分が大方の見方なのかと思います。そういう中で白老町の下水道料金を改定するという値上げの議案が提案され議論されました。値上げ幅は平均で8%、月324円、年3,808円の負担増となります。苫小牧ではことし10月1日から水道料金の基本料金が引き下げられているということもございます。それで私も先ほど議論しましたけれどももう一度いわせていただきます。下水道料金の値上げは財政健全化プランに基づいて会計の健全化と一般会計繰り出しの軽減を図るというものでありました。しかしただいまの質疑の中で下水道料8%値上げすることによりことし4月からスタートした財政健全化プランで示した下水道会計の繰り出しの額が料金改定のため作成した収支計画書と大きく乖離をしています。答弁では何とかするというお話ですが私は我々議会が十分に審議した財政健全化プランとは何なのか、どう遂行しなければいけないのだろうということはやっぱり私たちの大きな責任だと思います。

それで健全化プランと対比すると27年度から32年度の6年間総額で1億5,400万円の新たな追加負担となることがわかりました。このままでいいのでしょうか。下水道料金値上げで、一般会計繰り出しの軽減を図る目的が逆に健全化プランと大きな乖離を生じ、この状況では町民にダブル負担させることとなります。料金の値上げと一般会計から繰り出す財源もこれは税金です。一般会計に繰り出しを求めようという今の議論からいうと、言葉はすぎるかもわかりませんが、まずさんな収支計画になっています。新たな下水道会計の繰り出しを上乗せし健全化プランと整合性もとらず下水道料金値上げとさらなる繰り出しとしての負担を町民に求めるのはいかがでしょうか。

このままの今の審議の中の答弁でありますと逆に私は町民に愚弄しているのではないかとこう思います。同僚の議員からも話がありましたけど、私は本来この議案は再度審議したほうがよかったのかと思います。私は頭から反対ではありませんし責めているつもりは一切ありません。何らかの形でいい方向で財政を健全化したいという立場から申し上げています。

そして町長の政治判断で下水道使用料金の値上げを当面延期すべきでありとできなかったのでしょうか。私はやめるべきとは思いません。財政状況を考えて当面は延期したほうがいいのかという考えです。先ほども議論ありましたが政策転換で下水道料金の値上げを回避すべきとの議論もありました。これは私も同感です。そこで私は町長も失敗と認めたバイオマス燃料化施設の作動停止、生産規模の縮小あるいは一つの方法として、これは今すぐではありません、若干の時間を要しましょう、施設の補助金適正化法によって目的外使用の転用を図るなど管理運営費の血税の垂れ流しをまずやめるべきです。この施設で浮かせた経費を下水道料金値上げ分 2,600 万円に充当し町民の負担をなくすべきです。

そして先ほどからもありますけれども将来に向けた政策課題の転換の充当資金にも積み立てる可能性もあります。26 年度のバイオマス固形燃料の 1 トン当たりの生産コストは今 4 万 9,000 円になっています。今年度の生産量は 1,850 トンです。このうち 550 トンの生産をやめると 2,600 万円のコスト削減になります。これを当面この下水道料金の値上げに当てれば、健全化プランで見ている繰出金の持ち出しもなくなります。適正な財政運営ができるはずで、そして別な形で今懸案になっている体育協会、振興公社の体制を見直すことで金額は申しませんがそれ相当の経費も捻出されます。もっとこういう部分にメスを入れて町民の負担を軽減すべきです。

そういうことで前段で申し上げましたけれども多くの町民の皆さんが日々の暮らしに苦心している今町民や働く方々の痛みも議会も当然町長もそうです、共有することが議会の信頼を醸成する要因の一つと考えられます。町長も議員も町民生活のために何が一番大事か、そして町民の皆さんは我々議員に何を求めているのかその声に真摯に耳を傾けなければなりません。今はそういう時期です。今私たち町会議員はいたくありませんけれども議会に向き合う真摯な姿が厳しく問われていると思われま。

以上を述べて下水道使用料金の改定に対して私は延長すべきであると思しますので反対討論といたします。

○議長（山本浩平君） 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。賛成討論ありませんか。10 番、小西秀延議員。

○10 番（小西秀延君） 私は賛成の立場から討論をさせていただきます。ただいま前田議員から反対討論がございました。冒頭の財政健全化プランに対する訂正部分それが大きく乖離をしているというようなご発言がございました。その乖離している部分を今回の下水道料と兼ね合いを考えますと逆に下水道料金は延期をしたら余計乖離すると。現状のプランのままであればそういう結果に陥ることになるというふうに私は理解をしています。このプランを改定するというのならまた話は別でございますが現状の段階ではそういうような形になろうかと思ひます。

また歳出の削減の私案も反対討論の中にございました。それは前田議員の私案であり白老町が議決されているプランの中には現在組み込まれておらず、それは当てできる財源とは現在なってごさいません。それが確立されていない現時点にかかわらず本案の否定の理由にするというのは私はナンセンスな議論ではないかというふうに考えております。

公共下水道事業については財政の特別委員会でこのように先ほども読み上げましたがもう一度読み上げさせていただきます。下水道料金は前回見直し時にも固定資産税の超過税率の導入、水道料金の値下げなどの改定時に据え置かれた経緯がごさいます。そのときも大変厳しい状況だと、町民が厳しい状況であるから据え置きましょうという形で町側の判断もあり議会も決断しそのような形になりました。現在も他町村との料金比較においても高額な順位にあることから料金改定に当たっては慎重に検討すべきであると特別委員会から意見を報告させていただいております。その意見を町は真摯に受けとめていただき全員協議会を開催。そしてなおかつ委員会をもう一度開催いたしました。その中では当初から計画で組まれていた 10%であった。料金改定の額が 10%でありましたが、その 2 回の協議を経て議会の意見を真摯に受けとめ町側は 8%という形で今回議案提案をなされました。この議案提案に瑕疵はなく正規の手続きで提案をされております。

唯一先ほど質問等で問題になりましたのは議会との対応がどうであったかということでごさいます。時間がなかったという担当課からの答弁もありました。本来であれば 8%になったらこういうプランになりますと詳しい説明ができればよかったのかもしれない。それは確かに一理あると思います。ただそれは手続き上の不備ではなく議会に対する対応の違いであったというふうに私は理解しております。本案は今回の白老町下水道条例の一部改正についてであります。8%値上げをすることにより本来であれば 10%値上げし財政改革プランどおりのプランで白老町を健全化に導くとこれが一番の今の白老町の命題にあるにもかかわらず、何とか財政を一般会計からの出動で 2%を補い最大限の努力で 8%の削減率という形にできるという説明を現状受けた以上私たち議員としてはこの案に対して賛成をしプランが正常に起動していき、白老町が一日でも早く健全化に向かうべき道が最良の道と判断し本案には賛成をさせていただきます。以上ごさいます。

○議長（山本浩平君） ほかに本案に対する反対討論はありませんか。

それではほかに本案に対する賛成討論はごさいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それではこれをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 5 号 白老町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、3 番、斎藤征信議員、4 番、大淵紀夫議員、5 番、松田謙吾議員、7 番、西田祐子議員、13 番、前田博之議員。

賛成多数により議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号 定期監査の結果報告について

◎報告第2号 例月出納検査の結果報告について

○議長（山本浩平君） 日程第7、報告第1号 定期監査の結果報告について、報告第2号 例月出納検査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果を同条第9項の規定により、及び地方自治法第235条第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、監査委員から報告がありました。議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

報告第1号、第2号はこれをもって報告済みといたします。

◎議会運営委員会の所管事務調査について

○議長（山本浩平君） 日程第8、議会運営委員会の所管事務調査について、調査結果の報告を求めます。

議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は所管事務等の調査を終了したのでその結果を次のとおり報告します。

1、調査項目、議員定数と議員報酬について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職氏名は記載のとおりであります。

6、調査の経過等。

（1）、これまでの議員定数及び議員報酬の見直し状況。議員定数の見直しは平成10年の第1次議会改革から始まり平成11年1月に新しい時代にふさわしい議会の活性化と精鋭化を目指し、議員定数22名を2名削減し20名とした。第2次議会改革において本委員会では平成16年1月から平成18年12月までの3年間にわたる調査・協議の結果、議員定数20名を16名に大幅に減員するという結論を出し平成19年1月29日所管事務調査報告を行った。この報告に基づき同年6月の定例会において定数16名とする条例改正を行った。またこの削減に当たっては①、通年議会の実施に向けた試行、②、常任委員会の見直し及び複数の委員会所属の実施、③、議会報告会・懇談会など議会広報・広聴の機能強化と実施、④、政策研究会の設置の4点について制度確立を行いつつ議会機能の強化を図っていくものとした。さらに第3次議会改革において本委員会では平成23年3月16日の所管事務調査報告で現行の定数16名、1名欠員となっている現状の15名、2名以上の削減という3つの意見に分かれたものの最終的に1名の欠員の現状を尊重し定数15名とした。このように平成10年から現在までの15年間で議員定数は22名から15

名に7名減員し3割を超える削減を実施している状況にある。またこの間の議員報酬については平成13年4月に特別職報酬等審議会の答申に基づき議長30万8,000円、副議長24万6,000円、委員長21万8,000円、議員20万7,000円に改正した以降、現在まで据え置くとともに厳しい財政状況に鑑み議員報酬の自主削減を平成14年から平成22年度まで実施した。平成23年3月の本委員会の議員報酬に対する報告では議会活動の実態を反映しているとはいえ引き上げることが妥当と判断したところであるが、厳しい財政状況から引き上げを見送ってきたものである。

(2)、今回の議員定数及び議員報酬の見直し、本委員会は昨年実施した議会懇談会において町民から議会議員の定数及び報酬削減についての意見が出されており、これらの意見に対して議会として考えをまとめる必要があると判断し調査を行ってきた。前記のとおりこれまで議会として十分議論を行い見直しをしてきたものと考えますが、議員定数及び議員報酬については明確な基準がなく町民から見てわかりづらいものとなっていることに加え、本町の財政問題や重要事項の課題等に対して議会がチェック機能を十分発揮してこなかったのではないかと、議会が何をしているのかといった不満、不信さらに議会にも責任があるという責任論に至り、定数・報酬削減の厳しい声となってあらわれているものと考えます。

このような状況を踏まえて本委員会では①、議会に求められる機能、②、機能を果たすための常任委員会の数、③、常任委員会の定数、④、議員定数、⑤、議員報酬の5点に論点整理をするとともに同規模自治体議会の議員定数と議員報酬の比較、一般会計に占める議会費の割合、胆振管内で最小の議員定数で議会運営をしている豊浦町議会（人口4,402人・定数8名）、先進的に議会改革に取り組んでいる栗山町議会（人口1万3,026人・定数12名）、芽室町議（人口1万9,375人・定数16人）を視察したほか、10月1日、10月13日の2回全員協議会を開催し全議員の意見を聞いて議論を進めてきたものである。同規模自治体議会の議員定数の状況、議員報酬の状況、議会費と一般会計に占める割合、それぞれは下記の表のとおりである。

調査の結果、(1)、白老町議会の議員定数は14名とする。

(2)、白老町議会の議員報酬は額を引き上げるのが妥当と判断するが特別職報酬等審議会の答申を尊重し現状維持とする。また本町の厳しい財政状況を踏まえ自主削減を次のとおり実施する。①、毎月の議員報酬から5%の額を削減する。（期末手当の算定基準は削減前の議員報酬額とする。）②、削減する期間は一般選挙を考慮し現議員の在任期間中、平成27年1月から同年10月までとする。

調査の意見、(1)、議員定数、本町議会は平成11年から議会改革に取り組み議員定数の削減を進めてきた。そのため道内同規模自治体議会との比較では一番少ない定数である。こうした現状を確認しながら議会の役割、機能を踏まえた定数に対する議論を尽くし以下の意見が出された。

①、現行定数15名を維持すべき。ア、議会が「行政監視・政策立案型」の議会として機能を発揮するためには広く町民の声を聞き議会、常任委員会の活動を充実させていかなければならない。イ、本会議を補完する常任委員会の活動がますます重要となる。常任委員会は最低2つの常任委員会が必要である。ウ、常任委員会の定数は議長を除き7名から8名が適切である。エ、議

員定数は2常任委員会掛ける7名（最少）プラス議長で15名が適切である。

②、議会の役割・機能から定数15名は適切な人数であるが二度目の財政危機に対する議会への不信等を重く受けとめた総合的な判断をすべきである。さらに現在14名の議会で運営がされている実態からすれば14名とするのが望ましく町民の理解も得られる定数である。

③、人口が将来的にも減少傾向にある状況、財政危機を招いた議会の責任と姿勢、自己改革で議会機能を低下させないことができることなどの理由により定数は12名から13名にすべきである（委員外議員）。

以上の3つの意見に分かれたが本委員会では最終的な合意に向けて議論し次のとおり合意に至った。自治体はこれまで以上に自主・自律の行政運営が求められる。本町は財政問題、人口減少問題、懸案事項など今後のまちづくりに影響する重要な課題を抱えており団体意思の最終決定を行う議会の役割は非常に重要である。このことから本会議、常任委員会での十分な審議とともに多様な意見を反映し将来を見据えた議論が必要となるものであることから現行の定数は適切である。しかしながら財政危機に対する議会への不審等を重く受けとめた総合的な判断と、現在14名により議会が運営されている実態を考えたとき議会がさらに努力をしていく姿勢を示すこともまた重要である。したがって次の選挙から議員定数は14名とする。

(2)、議員報酬。議員報酬は平成13年4月の改定後現在まで据え置かれてきた。道内同規模自治体議会との比較では当別町の次に高い額となっているが町長給与との割合比較では平均的な割合であることや議会会議日数、常任委員会の会議日数が増加し常勤化しつつある状況を踏まえ議論を行った。

①、現行の報酬額。平成23年3月の本委員会の報告と同様、議員の活動が常勤化しつつある実態、各階層・各世代の幅広い人材の中から議員の選出がされる環境づくりや議員の専門家のためにはそれに見合った処遇が必要であり基本的には議員報酬を引き上げるべきとする意見で一致した。しかし本町は財政健全化の取り組みを進めている状況であり最終的には特別職報酬等審議会の答申を尊重し現行の議員報酬額とすることで委員会の意見はまとまった。また委員外議員からは現行の報酬が妥当、審議会の答申を尊重という意見が出された。

②、報酬の自主削減。本町の厳しい財政状況、財政健全化プランに基づく理事者、職員の給与等の削減状況を踏まえ自主的な削減を行うべきとする意見（委員外議員を含む）が出された。一方自主削減を実施することとなれば次期改選における立候補者への影響が懸念されること、現行の報酬額は本来引き上げが妥当であるので削減すべきでないとする意見が出された。この2つの意見の接点を見出すべく議論を継続した結果、最終的には現議員の任期中に限り5%の月額報酬の削減で合意した。

(3)、議会改革と議員活動。議員定数削減、議員報酬削減といった町民の厳しい意見は議会・議員に対する不満・不信であり、さらに不断の議会改革を進め町民の信頼に応えることが必要である。そのためには町民に開かれた議会、わかりやすい議会を目指して議会改革を進めるほか、個々の議員にあっては日々の研鑽により議員としてさらなる資質向上に取り組むと同時にさまざまな町民の意見、要望を聞きみずから調査し本会議・委員会審議に臨み判断しなければなら

ないものである。第1次から第3次までの議会改革において通年議会、常任委員会の見直しなど議会制度の改革を進めてきているが、さらに町民から信頼される議会運営に向け質問、自由討議、調査の方法等の具体的な改革に取り組んでいくものとする。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 　ただいま議会運営委員長から報告がありましたが、この報告に対して何か質問がございましたらどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 　委員長から今報告ありましたがいろいろとこれまでまとめたことに対してはご苦勞を申し上げたいと思います。

それで私たちは議員定数の発議をしたことで10月9日に議会運営委員会で説明を求められて、ある程度のことは説明していますのでそれを承知してお聞きします。この後多分議員定数の部分の発議と報酬の発議が出るとお思いますので、その議案提案を見てからまたお聞きします。その部分については今の委員長の報告の中ではお聞きしません。2点目だけお聞きしますけれども7ページの②に報酬の自主削減という中で、次期改選における立候補者の影響が懸念されるとこういうことになっています。自主削減は我々今現在の任期中で終わることになっています。多分そういう提案になっています。そうすれば次期は新たに選出された議員が、この問題が提起されるかどうかは別として、あったとすればその方々が決めるはずなのです。だから今回の我々が決めた自主削減が次期改選にどのような影響が及ぶのかその辺をお聞かせください。

それと7ページの(3)です。この中に議会改革と議員活動の中に議員としてさらなる資質向上に取り組まなければならないとこういっています。この資質向上に取り組む、資質向上とは何か。このことについて過日の全員協議会で議員の質を話したときに、議員の間から議員の資質は何かとこういわれたのです。それで同僚議員はこうではないかといっています。私は余り深くいえませんでしたけど、ここで改めて大事なことです。議員の資質というのは何を示すのか。そういう意見があったのか。これは我々にとって非常に大きな問題なのです。また反省も含めて議会活動の中で個人の資質は非常に大事だと思います。この本件の調査委員会でいっている議員の資質というものは、定義とはいわないけれどもどういうことを我々に示唆しているかとか、どうあるべきかということだと思っておりますけど、この議員の資質というのは具体的にどういうことをいっているのかとお聞きします。

○議長（山本浩平君） 　大淵紀夫議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 　次期立候補の影響ということの点についてまず答弁をしたいと思うのですが、これは今までの自主削減がその後も引っ張るといふふうに理解をされている会派の方や議員の方がいらっしゃいます。事実として。それはなぜかという、今やっているのだからまたこの次必ずあるといふふうになると今ここで書いているように立候補者が非常に少なくなったら困るといふご意見が出されました。それは事実この前の自主削減の場合はパーセントは変わりましたが、ずっと引き継いで削減をしてきているのです。ですからそれは明確にいたしましよということでは、原則的には前田議員がいわれたとおり改選されたときにもう一回決めるわけですから反対すればそれはそれで通らない話だけれども、そこは十分

考慮をしてそういう記載したということでございます。大意は全くございません。

それから資質の問題なのですがこれはなかなか難しい部分があります。個人的な見解となるとまずいですが、一つは宣誓書、当選されたとき宣誓書を皆さん署名して出します。その中に議員はこうあるべきというものがございます。それから倫理条例の中に一定の議員の資質ということが書かれております。当然資質の範疇には議会議員としての常識の範囲、または議会議員として必要な質問の準備等々もでございます。そういうこともございますが基本的にはやはり宣誓書及び倫理条例に書かれているそういう人たちが議員になられるというようなことを中心に資質としています。ただ質問がどうのこうのということはこれはまたちょっと違う話でございます、そういう範疇で理解をしております。以上です。

○議長（山本浩平君） ほかに質問ございますが、

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それではこれをもって報告済みといたします。

◎発議第 3 号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 9、発議第 3 号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

本件については平成 26 年定例会 9 月会議において議会運営委員会に付託いたしました。その審査結果の報告書が提出されております。委員長の報告を求めます。

大淵紀夫議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 委員会審査報告書。本委員会に付託された下記の議案について白老町議会委員会規則第 21 条の規定により審査結果を報告します。

1、付託議案。発議第 3 号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定について。

2、審査経過。平成 26 年 9 月 24 日の白老町議会定例会 9 月会議において本委員会に審査付託された発議案の内容は議員定数を現行の 15 人から 13 人に削減するものである。本委員会においては昨年開催した議会懇談会における町民の意見要望を踏まえ、平成 26 年 2 月 14 日より所管事務調査として議員定数と議員報酬について継続的に調査を行ってきたところである。このことから発議案については本委員会の所管事務調査項目と直接関連するものであり定例会 9 月会議における発議案の内容説明に加え、10 月 9 日の本委員会において提案者及び賛成者からの追加説明及び質疑を行い所管事務調査と並行して慎重に審議をして進めてきたものである。

3、審査の結果。発議第 3 号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定について、否決すべきものと決定する。

4、審査意見。本発議案はその根拠として主として本町の人口減少を挙げているが本委員会の調査では道内の同規模自治体（人口 1 万 5,000 人から 2 万人）7 町村の比較において本町の議員定数は最も少なく、逆に議員 1 人当たりの人口は最も多い状況である。また自主・自律の行政運

営が求められる中、多くの課題を抱える本町においては団体意思の最終決定を行う議会の役割はこれまで以上に重要となることから多様な意見を反映し将来を見据えた十分な審議を尽くす観点からも現行の定数は適切であると考えます。しかしながら発議案の2つ目の根拠ともなっている財政危機に対する町民の議会に対する不信、また現在1名欠員の14名で議会を運営している実態を見たとき議会としてもさらに努力をしていく姿勢を示すことが重要であり、こうした状況を総合的に判断した結果本委員会としては定数を14人とする結論に至ったものである。したがって定数13人に対する本発議案については現時点においては時期尚早と考えるものであるが、今後も不断の議会改革を進める中で議員、議会のあり方について熟議を重ね町民の信頼に応えていくことが重要である。以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいま議会運営委員会委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のございます方はどうぞ。

5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 松田です。ただいまの前田議員の13名の発議に対する委員会の報告がありました。私は余り長くいいたくないのだけれども、今の財政状況さまざま勘案して13名に対して賛成をいたしました。その賛成の考え方は議員協議会でも私なりに述べていますし、それからこの発議に対する委員会の調査でも私も参席をして私なりの意見を述べております。私は13名という根拠は、まちが小さくなっているのだと、白老のまちそのものが小さくなっている。どういうふうになくなっているかということ、まず一つは職員数。かつては平成5年に397名おりました。それから平成7年には臨時職員が160名おりました。それから平成10年には嘱託職員が97名いた。これを全部合わせるとかつては640名の役場職員がいたのです。今330人です。私がまちが小さくなっているのだという根拠はここにある。ですから議員定数も13人にすべきだという議論はここから成り立っているのです。これが1つ。

それから私は議会を発揮するために必要な議員数の参考意見を提出してとこのように委員長から書類が来ました。そこで私は将来の人口それからさまざまな今の財政状況、それから学校も中学校3つあったものが2つになっている、小学校の統合こういうものがたくさんあるのですがこういうものが合わせると私は今議員定数は12名でいいのだと書いています。それからもっと先の将来平成52年、これは町長のこの間の答弁でもいっていますが1万700人ぐらいになる。26年後です。これはずっと先の話なのですがこういうことを見通せば私は議員が亡くなるたびに亡くなった分の定数を減らすのではなくもう少し長い目で見た、10年、15年スパンで見た定数に思い切ってやるべきだと。このことから私は将来は10名以下。しかしたまたま前田議員の発議がありましたからそれに賛同して賛成をしたわけなのです。私はこういう考えで提出しているのです。それではまず14名がいいのだと、2つの委員会も必要なのだと。今15名なのですけれども14名がいいのだと今こういう報告をされたのですが、14年名の根拠それからなぜ2つの委員会が必要なのか。それから13名がなぜいけないのか。この根拠をお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 大淵紀夫議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 大淵です。将来人口このことは当委員会でもかなり

な議論になりました。結果としてそこでまちが小さくなっていっているということも含めて議論がされまして、その中でやはり現状に合わせた形で動かしていくことが最もいいのではないかと。ですから何年後のものではなくて現状の中で、それでもうちのまちは現状でも同人口の自治体から見ると減らしているのです。ですから当然それは今後の見直しの中で考えるのですけれどもそういうことで今回についてはいたしました。将来人口についてはその時点でやっぱりきちんと考える必要はあるであろうとこれは当然議論になっているということでございます。

それから2つの委員会というのはこれは豊浦町さん含めて視察したときに一番矛盾として出たのが本会議と常任委員会が全く同じ、何をやっても全部同じこれでは議会にならないと。要するに違った意見が戦わされる場がないというこのことが非常に議論になりまして、やっぱり常任委員会は2つどうしても必要であろうと。本来今皆さんがおっしゃるように常任委員会に対する質疑が余りないですけど、実際はそういうことがされるのが一番大切であろうということでありませう。

それから14名の根拠ということなのですからけれども当初は15名なのです。15名だったのです。一番大きかったのは何かというと実際に今14名でやっているわけなのです。これはやっぱり町民の皆様から見たときに14名でやっていることに対して、今やっているのにどうして15名必要なのかというこれはなかなか厳しい受けとめを我々自身がいたしました。前回もそうではない意見の方もいらっしゃったわけですがけれども、今回についてはやっぱり一番大きかったのはその部分を十分考慮した中で、定数の根拠は人口でもなく、またまちの形態も含めてございます。例えばうちの場合は町立病院がある、港がある、それから消防が単独こういうまちって余りないのです。ほとんど一部事務組合ですのではないわけですから。そういうことでいえばこれからの国の権限移譲を含めたときに14名の議員定数は必要だというような結論に至ったということでございます。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 私も議事録見ましたからそうなのですが。私は13名も何するかといったら、まず一つこれは18年12月定例会の議案です。2センチぐらいあります。ことしの議案はこれです。まちが小さくなってこれだけ薄くなったのです。ですから私は13名にして2名減らすと684万円になるのです。この間の官民格差のあれがないときにですが。そういうことからいくと13名、そして財政負担それから少し経費の削減も考えて13名といったのです。私は大淵委員長にお聞きしたのですが委員会は2つ必要だというけれども、きちんとした財政運営をしているまちなら2つでも3つでもいいのです。白老のまちは1つだって私いいと思っているのです。そんなことで13名ではなく14名でいいといった根拠を聞いているのはここにあったのです。私は今後も13名とか14名の議論というのはこれからまだ延々と続いていこうと。今14名ですから14名にただけなのです。ですから私は少しでもやっぱり角度をつけてやるこういうことをしないとまた13名議論、12名議論になるのだと思うのですが、大淵委員長はその辺の考え方はどうですか。

○議長（山本浩平君） 大淵紀夫議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 大淵です。常任委員会が1つでいいという意見は私たちの議会運営委員会の中では容認するというような状況ではございませんでした。2つの常任委員会がどうしても必要だし、そこで議員自身も資質を上げるためにも議論がきちんとできると。それは同じ立場で話をするのではなくて違ったところで話をし、その意見をぶつけ合うことが大切だということになっておりますので、ここは残念ですがちょっと歩み寄るという範囲のものではないというふうにご理解をしていただくのは難しいと思うけどそういうことであります。

もう1つはやっぱり定数の議論は多分今後今ご指摘のようにずっと続いていくと思います。これは間違いなく続いていくと思います。なぜか、今の人口が減っていくからです。これは必ずそうなると思います。私もそう思います。ただ確かに議案の量は減っています。それは守備範囲が若干減っているということはあるのですが、実際に議員としてやらなければいけない仕事、例えば広報広聴を強化して町民の皆さんにわかってもらう。どれだけ理解してもらっているのかといわれると我々みんなの責任ですからなかなかうまくいえないですけども、しかしここはかなり教化されています。ですから議会に出てくる日数は裏腹に今度逆にふえています。また議案が減ることによってそれだけ課題がやっぱり逆にふえているという状況もあると思います。これは実際に予算規模が極端に下がっていますので当然です。ただそこでは今度は今議論されている財政再生の問題がございますので、そういう議論を考えますとこれはやっぱり今の定数が我々は必要だという議会運営委員会の中での結論でございます。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございますか。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今審査報告がありましたので発議の中でいおうと思ったら審査意見になっていますのでこの中で2、3確認したいと思います。今の議論も踏まえて私たちは議員定数の削減について、先般いったように10月9日に議員1人当たり幾らが適正なのかということ、今お話あったように定数の根拠、定め方はないとこういっていますけれども、いろいろ見ると一つの中では町内の人口を目安にして議員数を決めてはどうかというような学説もあります。私たちはそれに基づいて、ここで具体的にはいいませんが、紙1枚このように資料を配って、平成19年度4名減しています。23年も定数1名減しています。このときに議員1人当たりの人口何人になったか。ここでは申し上げません。前にいっていますし皆さんお手元に資料あります。そういうことで今回の事務調査では資料ついていますが同規模自治体議会の議員定数の状況と比較しているのです。そして14名を根拠としています。私は白老町の将来人口規模も含めて平成32年の財政健全化プランを終わるときのある程度の人口を目安にして議員1人当たりの人数を決めたらどうですかと。そうすると大体13人ぐらいでいいのです。また来年次期改選になって人口減ってまたやるのではなくて多少10年ぐらいのスパンをみて決めたらどうですかということの部分については時期尚早とあって、その範疇で議論されたかどうかはわかりませんが。

そこでまず白老町の将来人口規模も含めて議会として人口当たりの議員数の基準の目安はどのように押さえて議論されたか。大淵委員長も議運の皆さんもそうだと思いますけど、議会で政策

議論するときには地方分権だからよその自治体のことを参考にせず議論しなくて白老町としての政策を立てるべきだという議論になります。その辺からいけば我々もそれでは白老町の急激な人口減少している中でどうだろうかと。私はある程度の議員がいなければ町民の声は反映できないとか云々というのはいささかどうかと思いますけれども、それは後で報酬のところでも聞きます。まずそれが一つ。

それと今松田議員もお話して答弁もありましたけれども、現在 14 名で議会が運営されている実態からすれば 14 名とするのが望ましく町民の理解を得られると。これは町政懇談会とかいろいろ聞いたら本当にそうかと疑問ありますけれども、実態からすればとこういっているのです。そうすると実態は現有 14 名です。これは事実です。そういう認識で町民の中にも議会懇談会も含め私たち議員定数を削減するために議会活動として懇談会も開きました。その中でいうと実際に現実に 14 名で議会が運営されているのだと。それでは現有 14 名をもとに定数削減という町民の声があるのです。14 名は現有なのです。定数から 1 名減るけれども現有で今委員長がいった白老の政策課題を議論してきたのです。そういうことでいけば議員もそういう認識なのです。そうすれば我々も主張していますけど現有の 14 名からの削減がどうかということも一つ議論に踏まえてしなければ新たな展開にいかないし議会改革というものにはならないと私は思いますけれどもその点。

もう 1 点で終わります。全般の報告もそうですけれども、二度目の財政危機に陥ったことに対する議会として総合判断したとこういっています。それでは今お話したように人口が同規模の自治体と横並びで比較して 1. 何人少ないからこうだ、多いからこうだといっていますけれども、議員定数、議員報酬と議会費で平均を出してその数値を根拠としていますけれども、先ほどいった地方分権でのまちづくり、それと各自治体の産業構造、財政規模、自治体が持つ政策課題これらの背景を考えたときにはそういうものを含めてこれらの材料を十分に踏まえて総合判断すべきと思慮しますけれども、ただ人口で横並びで 14 名がいいといっていますけれどもこの点についての調査研究あるいは議論はされましたか。

○議長（山本浩平君） 大淵紀夫議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） お答えをしたいと思います。一つは将来人口、規模、目安があるかと。私たちはこれはないと思っています。ですからそういうことで他の自治体の数というのは参考意見としては当然ございます。ただ人口で全てが決まるわけではございません。たとえば浦河町のようなところもございます。1 万 3,000 人で 16 名というところもあるわけです。ですからそれはそれぞれの自治体がきちんと議論をして決めるべきであろうと。人口も減ったときに考えるという考え方と減るのを見越して考えるという考え方の 2 通りがあると思うのです。ですからそういう点でいえばそこを全て目安として考えているわけではないということでございます。

それから 14 名が望ましい、これは最終的には 14 名です。しかし議論の中では 15 名が望ましいという議論なのです。そういう中で実際に現在 14 名で運営していることについてはいかがなのかという議論がされました。当然でございます。14 名が減数だとしてそこから減らすという

ことを考える考え方これは一つの考え方だとは思いますが。我々がいつているのは 15 名が必要なのだという議論なのです。これは何度も何度も書いていますから説明する必要は全くないと思えますのでそういう視点から 14 名という数字を出しているということなのです。

それから二度目の財政危機の中で他の自治体の条件これは考えるべきです。当然だと思います。そういう視点から私先ほど申しましたように白老町の場合はどうかというと町立病院そういうものが他の自治体とは違った要因がたくさんございます。プラス財政要因があると。少なくともあと 6 年間は財政要因としての議会の対応が必要であるということ十分に考え各市町村の状況も考えた上でそういう結論を出したということでございます。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 人口と議員の関係は前段私が申し上げたとおりです。それで私がいたいのは全て人口規模に定数を合わせるというのではなくて、一つの自分たちが決めた仮に平成 19 年度に定数 4 名を減したときは議員 1 人当たり 1,272 名です。そして平成 23 年に 1 名減したときは 1 人当たり 1,296 人。これを 14 名でいくと割っているのです。だから私はそういう部分でいくともう少し減っても十分に自分たちが前回やったときでその後議会活動していますからできたのではないかといいているのです。

それともう 1 点お聞きしますけど先ほど松田議員もいったように非常に財政が厳しくなっています。私はそういう部分からいけば何回もいうけれども身を削って議員数は少しでも減らして、内容を充実するのは当たり前です、それこそ先ほどの議員の資質の問題になってきます、そういうことも含めていっています。それでは具体的にお聞きします。今大きな課題がある。財政もこうだと。現実としてうちの財産は非常に厳しいのです。皆さんが比較した 7 町を私調べてみました。そうしたらまず上から順番にいきます。7 町の実質公債比率を 25 年度の速報値で調べました。まず白老町 21.6%で夕張に次いで 2 番目です。非常に厳しいです。別海町は 13.0%、順位でいけば 52 番目、当別町は 16.1%で 13 番目、森町は 16.6%の 11 番目、八雲町は 11.8%の 72 番目、倶知安町 11.0%で 91 番目、そして皆さんが先進地だといって視察した芽室町はどうだと思いませんか。実質公債比率 6.7%です。全道で 155 番目。今いったように白老町は 21.6%です。これだけ財政が困窮して厳しい中に今この調査に書いているようにいろいろな課題がある。いわせてもらおうと大体 23 年度に、私読みましたけれども議会改革でいったことと大体同じことしかいっていないのです。こういうことからいけば松田議員が今お話したように 13 名であれば約 600 いくら減るのです。これは先ほどの議論ではないですけど、それに当てはめるといえばまた異論があるのかわかりませんがそういう考えも出てくるのです。そして議員報酬は 5%で 150 万円です。そうすれば今いったようにこれだけ財政が厳しいときに自分たちで身を削って少しでも財政軽減、町民の行政サービスに回すということからいけば十分に考慮できる部分あったと思うのですけれども、ただいま私が申し上げた皆さんが視察した芽室町は公債比率 6.7%で財政運営をやって、それにさらに議会改革やっているのです。そして今聞いているのはまた議員削減するかという話が進んでいるのです。こういう中においてただ 14 名で今やってきたから現有でいいのだという話になるのかどうか。今の財政状況、私のいったことも十分に皆さんが調査

研究、議論されたかをお聞きします。

○議長（山本浩平君） 大淵紀夫議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 大淵です。お答えをいたします。人口の件につきましては十分な議論を行いました。これはもう間違いなく十分な議論を行っております。そういう中で考え方としては将来人口を見て決める決め方もありますし、そうでない現在の人口を見て決めるということもございますので我々はそういう形で決めました。

それともう1つ。財政の側面で財政を助けるために議員定数を減らすという考え方には立っておりません。それは全く違います。それはどういうことかという議会での自立を考えたときに議員定数を減らして財政を助けるということは議会の自殺行為ではないかというふうにご意見を伺っております。14名とおっしゃいますが結果的には14名になりましたけれども、我々は15名が白老町の議会の定数としては必要だという結論を得ております。その中でしかし今の財政状況を考えたときに、それは何の財政状況か、今14名でやっているという意味の財政状況です。そういうことでの結論を出したということですので、このところははっきりしておりますので財政のために定数を減らすということは我々は考えておりません。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 弁解とかではなく私は今大淵委員長が話したように報酬削減がありきではなくて、私はいわなかったけどそれを前提とした中でいっているということだけは理解してほしいし、後の発議の中でいおうと思っていたのですけれども、ただ数字上でいっただけだということだけは理解しておいてほしいと思います。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。本案に対する賛成の討論の発言を許します。

次に本案に対する反対の討論の発言を許します。

12番、本間広朗議員。

○12番（本間広朗君） 発議第3号 白老町議会条例一部を改正する条例について、反対の立場から討論します。先ほど質疑の中でいろいろ出ましたので今さらということもないかと思いますが改めて反対討論したいと思います。白老町議会は平成10年より第1次議会改革で議員定数の見直しを行ってきました。平成11年に議員定数22名から20名に削減し、第2次議会改革では議員定数20名を16名に大幅削減しています。さらに第3次議会改革では平成23年で定数16名でしたが1名欠員の現状から定数を15名に削減してきました。第3次議会改革までの経緯の中地方自治法で議員定数の上限が撤廃され議会制度の自由度を高めるため定数の決定は各地方自治体の自主的な判断に委ねられました。議員定数について明確な根拠や基準はないが本町は海岸に人口が集中し東西20数キロにわたりまちが構成され多種多様な産業構造になっているので白老町にあった議員定数を考慮しなければなりません。また発議の中で議員定数は人口当たり

の議員数を基本として定めるとあるが、地方自治法の議員定数の法定上限の撤廃に逆行するものと考えます。本町の議員定数は先ほど議論がありました。道内同規模町村議会に比べて決して多いとはいえません。現在も財政問題、人口減少問題、産業振興、少子高齢化社会など重要政策課題が山積しています。議会としての機能を発揮するため広く町民の声を聞きまちづくりを進めるには2名の議員削減は議会のチェック機能の低下につながり議会に与える影響は大きいと考えます。本会議、常任委員会での十分な審議をするために今後さらに議会の役割が大きくなることから、発議第3号 白老町議会条例の一部を改正する条例について反対します。

○議長（山本浩平君） 本案に対する反対討論はございますか。

1番、氏家裕治議員。

○1番（氏家裕治君） 発議第3号に対しましての反対討論をさせていただきたいと思います。難しいことはいりません。今の現状の14名ということに議会運営委員会での協議結果、合意を得たということが一番の大きな私の反対に対する討論であります。まずこれからの白老町というのは議会の抱える課題というのは会計制度のこれからのいろいろな推移、それからさまざまな社会情勢に対する議会のあり方等々が今後も白老町議会の中では大きな課題として運営されなければいけないと考えます。また前田議員のほうからも個々の資質の問題も出ておりましたが、私は個々の資質というのは先ほど大淵委員長のほうからあったように町民の方々と約束し、そして今ここにいる以上は議会のあるべき姿は議会議員一人一人がどうあるべきか、どうしなければいけないかということをやっぱり考えていかなければいけない。それが今の現状の14名で議論されている以上そこは真摯に受けとめ今後もこの14名体制の中でしっかりと今後の課題に向けて議会を進めていかなければいけないそう考える一人であります。そういった意見から本発議に対しましての反対討論とさせていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第3号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長報告は否決であります。したがって原案について採決をいたします。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手少数〕

○議長（山本浩平君） 賛成、5番、松田謙吾議員、7番、西田祐子議員、13番、前田博之議員。

よって賛成少数により発議第3号は否決されました。

◎陳情第1号 白老町議会議員定数の削減に関する陳情書

○議長（山本浩平君） 日程第10、陳情第1号 白老町議会議員定数の削減に関する陳情書

を議題に供します。

本件については平成 26 年定例会 9 月会議において議会運営委員会に付託いたしましたので、その審査結果の報告書が提出されておりますので委員長の報告を求めます。

大淵紀夫議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 陳情の審査報告書。本委員会に付託された陳情の審査結果を次のとおり白老町議会委員会規則第 45 条第 1 項の規定により報告します。

1、件名。陳情第 1 号 白老町議会議員定数の削減に関する陳情書。

2、陳情提出者の住所及び氏名。白老町字北吉原 661 番地 102、町政を活性化する会代表、松原厚さんでございます。

3、審査の経過。平成 26 年 9 月 9 日に再開された平成 26 年白老町議会定例会 9 月会議において本委員会に付託されたので平成 26 年 10 月 9 日、12 月 3 日に委員会を開催し陳情提出者を参考人として招致し願意を聞くなど慎重に審査した。

4、審査の結果。趣旨採択すべきものと決定。

5、審査意見。本陳情については提出者を参考人として招致し願意を確認した。その願意は議員定数を減らして少数精鋭で大いに議論し議会の役割である行政チェック、政策立案能力を発揮していくべきものであり本町の厳しい財政状況、重要政策課題が先送りされ住民サービスの低下、税負担が軽減されないことなどこれらを検証する議員の責任は重いとしている。また陳情書にある議員を大幅に削減とあるのは、提出者は大幅という文言を抜いて理解していただきたい、議員を削減という形で捉えていただきたいとその考え方が示された。議員定数については本委員会において十分議論を重ねてきたものであり現行の定数 15 人は本会議、常任委員会の十分な審議とともに多様な意見を反映した議論が必要であることから適切な定数であると考えているが、財政危機に対する議会への不信等を重く受けとめるとともに現在 14 人で運営されている実態を考え議会がさらに努力していくことが必要であると判断し、1 人減員し定数 14 人とする結論に至ったところであり本陳情の定数を削減すべきという趣旨に対しては理解できるものである。以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいま議会運営委員会委員長から報告がありましたが、この報告に対しまして質問がありましたらどうぞ。

13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 陳情の趣旨については理解するのですが、審査意見の中段で、これは非常に微妙なところなのですが、提出者は大幅という文言を抜いて理解していただきたい、議員削減という形で捉えていただきたいとこうありますけれども、陳情では何名減らせということはいわないと思うけどこの範囲が、14 名で最終的な結論になっていますけど私たちは発議で 13 名出しているのですが、ここでいう大幅という文言を抜いたというこの辺の陳情審査するときのその幅というものをどういう形で捉えているのか。それによってこの陳情に対して私たちは対応をちゃんとしなければいけないものですから。14 名ということだけ何名にしろという

ことは陳情の主意からありませんからそこは理解しているのだけど、その幅の考え方と捉え方は陳情者から意見をどういうふうに捉えてこういう意見審査になったのか。その辺をちょっと聞かせてほしいと思います。

○議長（山本浩平君） 大淵紀夫議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 大淵です。原文を持っておりますので読んで理解をしていただきたいと思います。「各委員から大幅削減云々のことをいわれていますので、であれば私はここを大幅という文字を抜いて理解していただきたい。要するに議員を削減しという形で捉えていただきたい。要するに議員を削減しという形で捉えていただきたい。大幅というその字はもしそういうところにこだわるのであれば私は別に大幅であろうと小幅であろうと現在の定員が減ればいいというそういう気持ちがありますのでそういうふうに理解してください。」こういうふうに発言をされておりますので、その結果我々は減らすということでは 14 名ということですので趣旨採択ということでございます。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございますか。

7 番、西田祐子議員。

○7 番（西田祐子君） この審査意見のところでは報告があります議会の役割である行政のチェック、政策立案能力を発揮する、また本町の厳しい財政状況、重要政策課題が先送りされ、住民サービスの低下、税負担が軽減されないことなどこれらを検証する議員の責任は重いとしているというふうに書かれております。実際に議会運営委員会の中でこれらの課題についてどのように検証され今後どういうふうにやっていくのかという話はされましたでしょうか。

○議長（山本浩平君） 大淵紀夫議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 大淵です。このことは陳情者が申し出ることでございます。ですから我々は願意を聞くときに陳情者がいっていることを聞きましたのでそれをもとに判断をしたということでございます。

○議長（山本浩平君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

陳情第 1 号 白老町議会議員定数の削減に関する陳情書、委員長の報告は趣旨採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって陳情第 1 号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時、休憩をいたします。

休 憩 午後 3時39分

再 開 午後 3時54分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。休憩中に議会運営委員会から議長に対し発議第4号 白老町議会会議条例の一部を改正するという条例の制定について、発議第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件の議案が提出されお手元に配付しております。

最初に発議第4号 白老町議会委員会議条例の一部を改正する条例の制定について、これを日程に追加し追加日程第1として議題に供したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、追加日程第1として議題に供することに決定をいたしました。

◎発議第4号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（山本浩平君） 追加日程第1、発議第4号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。提案の説明を求めます。

大淵紀夫議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 発議第4号、平成26年12月11日、白老町議会議長、山本浩平様。議会運営委員会委員長、大淵紀夫。

白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定について。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び白老町議会会議規則第8条第3項の規定により提出します。

発議4-2をお開きください。白老町議会会議条例の一部を改正する条例。白老町議会会議条例の一部を次のように改正する。第1条中15人を14人に改める。附則、この条例は平成27年4月1日以後初めてその期日が告示される一般選挙から施行する。

次に4-3、議案説明であります。議案説明。白老町議会議員定数については議会運営委員会において精力的に議論してきたところであるが議会の役割、機能考えた場合これまで以上に自主・自律の行政運営が求められる中、本町は財政問題、人口減少問題点、懸案事業など重要な課題を抱えており団体意思の最終決定を行う議会の役割は非常に重要であることから現行の定数は適切だと考えるが、二度目の財政危機に陥ったことに対する議会としての総合的判断、昨年から1名欠員のまま14人で議会運営が行われている実態を考え、議員定数においても議会がさらに努力をしていく姿勢を示すべきとの判断に至った。以上のことから現状の議員定数を1削減し同

定数を 14 人とするため本条例の一部を改正するものである。

次に新旧対照表状況です。左の欄が改正前、右の欄が改正後です。改正箇所はアンダーラインの部分であります。

以上よろしくご審議いただきご賛同賜りますようお願い申し上げ説明を終わらせていただきます。以上です。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第 4 号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、5 番を松田謙吾議員、7 番、西田祐子議員、13 番、前田博之議員。賛成 10、反対 3。

よって発議第 4 号は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

発議第 5 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。これを日程に追加し追加日程第 2 として議題に供したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第 5 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、追加日程第 2 とし議題に供することに決定をいたしました。

◎発議第 5 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 追加日程第 2、発議第 5 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。議案の説明を求めます。

議会運営委員会、大淵紀夫委員長。

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 発議第 5 号、平成 26 年 12 月 11 日白老町議会議長、

山本浩平様。議会運営委員会委員長、大淵紀夫。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び白老町議会会議規則第 8 条第 3 項の規定により提出します。

発議 5-2 をお聞きください。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則の次に 1 項を加える。14、議員の議員報酬月額は平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 10 月 31 日までの間に限り第 1 条の規定にかかわらず議長にあっては、29 万 2,600 円、副議長にあっては、23 万 3,700 円、常任委員会・議会運営委員長にあっては 20 万 7,100 円、議員にあっては 19 万 6,650 円とする。ただし期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は同条に定める額とする。附則、この用例は平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

次に 5-3 の議案説明であります。白老町議会の議員報酬については議会運営委員会において精力的に議論したと議論してきたところである。議員報酬については議員の活動が常勤化しつつある事態、各階層各世代の幅広い人材の中から議員の選出がされる環境づくりや議員の専門家のためにそれに見合った処遇が必要であり、引き上げるべきであると考えているが本町の厳しい財政状況、財政健全化プランに基づき理事者職員の給与の削減が行われており、この処置を重く受けとめ議員報酬の自主削減を行うべきと判断した。自主削減は議員報酬月額 5% の額を削減することとし、期末手当は削減せず現議員の任期中の 1 月 1 日から 10 月 31 日に限り行うものとする。

次に新旧対照表です。左の欄が改正前、右側が改正後です。改正箇所はアンダーラインの部分であります。以上よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げ説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君）　ただいま議案の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君）　今委員長のほうから議案提案ありました。それで 2、3 点お聞きしたいと思います。まずここに議員の活動が常勤化しつつある実態こう書いています。これについては前段の委員長報告にも関連してきますけれども、その中ではもっと具体的にいつていますけれども、議員の専門家、常勤化、専門家というよりも専任制という部分も問題です。通年議会導入するときに懸案として十分に議論されていたはず。そしてこれを解決するためにはどういふことがあると提案されて、それぞれの中でやりましょうと。あるいは先送りされているものもあります。報酬等のように大きな問題もあります。そういう中で十分にこのことは通年議会導入については折り込み済みなのです。それなのに導入されてきょうまでいろいろこうやってきているのにまた再度報酬を上げるときに同じように議員の常勤化している、それ以外にもいわれていることなのになぜ議案提案の事由になったのかお聞きします。

それと各世代の幅広い人材の議員から選出される環境づくり、そして定数が少なくなると町民の意見や声が反映できない、それで議会が活発な議論できない。これは私が前に発議したときに

議会運営委員会の中で十分それに対して反論し説明していますからここで申し上げませんが、それでも、それではこの多様な層、当然これは若年者も入っていると思います。婦人もそうでしょう。そういう政治参加のすそ野を広げるのであれば、むしろ定数をふやせばいいのです。そして今の我々がもらっている報酬を今財政厳しいですからそれなりに割りふりして全体の報酬枠を出ないようにする。20名なら20名にして、20名になったら選挙ないでしょう。皆さんが出られるようにする。逆に町はそうするかわからないけど誰でも出られるようにポスター代とか選挙費をある程度見てあげる。やっぱりそういうほうをやって、なぜ出られないから報酬を上げるとかという話になるのか、その辺が十分に議論されたのかどうか。それが1つ。

もう1点で終わります。私は過去の議員報酬の削減の経緯を調べてきました。そうすると平成10年12月の期末手当から毎年ずっとやっているのです。22年12月まで連続したてやっています。これは先輩議員の皆さんの真摯な姿勢だと思います。それが普通のまちになってとって23年1月からこれまで実施されていっていませんでした。これまでの削減を見ますと平成19年削減額625万7,000円です。このときは多分議員16人か、後亡くなって15人になっています。議員一人当たり39万円、20年にいたっては590万円です。そういうことで21年は469万円、22年度の削減が332万円議員の自主削減額です。今回の削減額は155万円です。議長から議員まで5%です。そういうことで22年以前の削減額を見たらかなりの額で議員みずから身を削っているのです。今回は5%になりましたけれどもなぜ5%にしたのか、その根拠。先輩の議員がこのように身を削って町民に還元しているそういう部分も含めてもっと仮に10%とかそういう議論にならなかったのかと。それと一律ですけれども過去を見れば全部差がついているのです。これがなぜ一律になったのか。その5点を伺います。

○議長（山本浩平君） 大淵紀夫議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 大淵です。ただいまの質問にお答えをいたしますけれども、常勤化しつつあるというのは当然これはご議論がされていたものでございます。そういう認識は私も十分に持っております。ボランティアかそれとも専任かという議論も十分に行いました。特に通年議会に入るときにはかなり深くやっております。しかし現実的に見たときに以前よりも常勤化しつつあることは事実でございます。我々はその事実に基づいて実際に議会の活動、公なもの、また質問の準備またはそれ以外の町民の皆さんの集会等々に参加する。そういうことを含めて議会議員として常勤化しつつあるという判断をしているということでございます。

それから多様な層を広げるという部分です。定数をふやして報酬を今の中でワークシェアリング的にしたらいいのではないかと。これは私も本当にそう思います。そういうことが可能であればそれはそういうこともいいのではないかと個人的には思っております。しかし現実的な状況の中ですそ野を広げるというのは事実として見たときにやっぱりなかなか大変なことでございます。職業を持っている方が出てくる、若い方が出てくるこういうことといえば大変なことは事実でございます。当然そういうことが議会運営委員会の中でいろいろなご意見の中でこういう意見がかなりあったことは事実でございます。そういうことに基づいてここはこういう記述にしたということでございます。

それから削減をやってきた。これは多分私の記憶が間違いなければここにいらっしゃる松田議員が議長のときに一番最初に議会の自主削減をした。このときは当然今ご指摘のとおり議長、副議長、議員それぞれ差がついていたことも事実でございます。現実的には報酬が上がらない中で元に戻ったこと、これはいい悪いは別です。元に戻ったことは事実でございます。我々はその元に戻った時点からどうするかということを考えております。元に戻ったことは今のこととは関係ありませんので。今我々が議論したのは現在の段階で削減されていないという状況の中で議論をしたということでございます。そういう中ではこの報告書にも記述されているように多様な意見が出たことは事実でございます。10%、全くしないほうがいい、いろいろな意見が出ました。それで我々は自主削減をしているところ、これは同じ規模の町村での自主削減をしているところの状況も調べました。4.5%というパーセンテージでございました。これに倣う気は我々は全くありませんでした。しかし参考とはいたしました。そういう中で議会運営委員会の合意を勝ち取る、議会としての合意を勝ち取るという意味で自主削減を全くしないというご意見の方もいらっしゃった中で5%という額を出した。根拠としては先ほどいったようなことで定数と同じように根拠がございません。ですから5%というのはそういう我々の議論の中でそこに到達をしたということでございます。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございませんか。

5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） この報酬問題については私は寝耳に水です。報酬の5%カットというのは私は新聞で見ました。本当に報酬カットするという、それこそここに書かれている開かれた議会、それから町民がわかりやすい議会これが議会改革の1つの柱になっているのですが、私はこの報酬の5%削減は寝耳に水。初めて聞きました。私は初めて聞いてもいいのです。しかし5%削減に私はどうも疑問を持ったのです。ということは財政事情が改めて話すまでもないし人口減少も皆そうですが何度も話していますから。しかしながら職員も特別職も病院の医師も早くに削減してみずから身を削っております。私はこの財政再建の特別委員会6月から始まったのですが、このときの一番最初に議員が身を削らずに、議員報酬を削減せずに、再建計画をやる前にやるのが議員の成すべきことなのだとこういう意見を述べております。そういうことで先ほど大淵委員長から私の議長のときに削減があったといいますが、私はあのときに見野町長がみずから財政が厳しいから15%削減するこういったから、私はよく調べたら11%だったのです。ボーナスが削減しないということで今と同じなのです。ならずと11%。ですから私は議長は11%、副議長は7%、議員は5%これは本当に私の判断で議員の皆さんにお願いをして削減したのです。それから7年間もまた続いたのです。私はなぜこんなに続くのかと聞いたら削減しないからなのですけれども、私はこの削減を戻すときは、議長の判断で私は判断でやったのだから堀部議長みずから判断しなさいと何度もいったら、堀部議長が22年に判断をして削減を戻した。そういう経緯からいっても、5%この削減は私は町民に顔向けできない削減額だと私はこう思っております。私は少なくとも職員が9.5%身を削っているわけですから職員並みの削減はしてほしいです。なぜそこに至らなかったのか。ここのところを委員長に一言お聞きしておきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 大淵紀夫議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 大淵です。お答えをしたいと思います。今松田議員がいわれた今までの経緯含めてそれは私たちも十分承知をしております。当然今の職員と同じようなという意見もございました。しかしそうではない意見もあったこともまた事実でございます。そういう中で議会が今必要なのは何としても議会が一致をするというこのことが非常に大切なことだろうということが一つございました。

それと議長と議員の差がないのではないかとのご指摘もございました。現実的には報酬の差があるということでパーセンテージが同じでもカットされる報酬の金額の差は出ますのでそういうことでいえばそういう処置をとったということです。

それから早くやるべきだったと。実際にこの意見も出ました。もっと早く例えば9月から、10月からやるべきだという意見もございました。しかし結果的に報酬削減につきましては一致を見るのがなかなか難しゅうございました。そういう中でどうにもここまでの中では一致ができなかった。最終の段階で議会全体としての一致を勝ち取るべく努力をした結果、議運での一致をみたということでご理解願えればというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 1つだけ伺いたします。今の議運の委員長がおっしゃった議会が一致することが大切、つまり議運の一致が大切だとおっしゃったのですけれども、私たち委員外議員に事前に説明とかそういうことをするお考えはなかったのでしょうか。そういう意見はなかったのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 大淵紀夫議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 私これはいわないつもりでいたのです。ただ西田議員のところに委員外議員として出席をしてくださいというご案内は間違いなくいっていると思います。出席されなかったわけです。この議論は十分議運の中でやっております。ですからできればそこでご発言を願えれば私たちはその意見も十分取り入れて参酌しその上で結論を出すというふうにしたかったわけですけれども、そのことが果たせなかったのは私は逆に非常に残念であります。このことはちょっとということをためらっていたのですけれども、最後に直接いわれましたのでそういうことで対応をしたということでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今西田議員の話した部分に対する委員長の答弁は事実ではそうでしょう。ただ深く申し上げませんがなぜ我々委員外議員は出ないかということは、この審議が始まる前にはこの場でちゃんといっていますのでその辺も理解をしていただきたいと思います。私はこれ以上議論しようとは思っていませんけれども、そういうことは我々ちゃんといっていますからそういうことを踏まえて今西田議員もいったと思います。額面どおりとすればそのとおりですけれども議員懇談会の中でも会派についていろいろありますのでそういうこと踏まえたということだけは理解しておいてほしいと思います。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、5番、松田謙吾議員、7番、西田祐子議員、13番、前田博之議員。

よって、発議第5号は賛成多数により原案のとおり可決されました。

◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（山本浩平君） 日程第11、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては別紙のとおり関係機関へのあいさつ等が予定されております。承認第1号議員の派遣承認については別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。

なお日程の変更等細部の取り扱いについてはあらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定をいたしました。

◎意見書案第9号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・ 介護従事者の大幅増員と処遇改善を求め る意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第12、意見書案第9号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書（案）を議題に供します。提出者からの説明を求めます。

4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 意見書案第9号、提出者、賛成者は記載のとおりであります。

安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書（案）。標記の意見書を別紙のとおり白老町議会会議規則第8条の規定により提出します。

安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書（案）。「医療介護総合推進法」が平成 26 年成立しました。厳しい自治体財政と医療・介護従事者の人材確保が困難な中、地域の医療と介護を崩壊させないため自治体の主体的な確立が必要です。介護分野では要支援者が利用できる訪問介護、通所介護について「全国一律の予防給付から地域ごとの支援事業」に移行することなどが盛り込まれています。自治体の主体性を生かした地域の実情に合ったサービスを提供する趣旨ではありますが、一方で限られた介護保険財政と人材の中で自治体間、地域間の格差が生じかねません。また医療・介護の現場は現在も深刻な人員不足の中、長時間過密労働で疲弊しきっています。2013 年に日本医労連が実施した「看護職員実態調査」（全国 3 万 2,372 人、北海道 1,556 人）によると北海道では慢性疲労 73.7%、健康に「不安」「大変不安」は 60.2%となっています。「仕事をやめたい」と 75%の看護職員が思い、その理由の 1 位が「仕事がきつい」、2 位が「賃金が安い」でした。介護職員も介護労働安全センターの「平成 25 年度介護労働実態調査」によれば、採用後 1 年未満の離職率が 4 割に及び。労働条件の不満は「人手が足りない」45.5%、「賃金が低い」44%と答え、事業者側も「人材確保が難しい」54%、「今の介護報酬では人材確保・定着のために十分な賃金が払えない」45%と答えています。医療・介護崩壊を食いとめ安全・安心な医療・介護を提供する上でも大幅増員と賃金など処遇改善が急務です。そして診療報酬・介護報酬の改善なしには増員も賃金・労働条件改善もないといって過言ではありません。以上の趣旨から下記の事項について要望をいたします。

記、1、各自治体によりサービス格差が生まれぬよう地域の実情に配慮した経過措置のほか、国、都道府県が支援すること。

2、安全・安心な医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員を大幅なふやすこと。

3、国民（患者や利用者）の自己負担を軽減し必要な増員と処遇改善の財源が確保できる診療報酬・介護報酬を改善すること。

以上地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

提出先は記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者からの説明がありました。本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

7 番、西田祐子議員。

○7 番（西田祐子君） 安心・安全の医療・介護の実現ということで今いただいた意見書（案）なのですが、私もこの考え方には非常に賛成なのですが、ただ一つ国のほうとして財源の確保が必要に難しいと、国民の負担となるような税金は値上げできないと。消費税の値上げも結局 1 年半延ばしたわけなのですが、値上げ分は税金とした場合、消費税も結局延ばしたということになって、その財源確保をする対策というのが見えてこないのですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山本浩平君） 4 番、大淵紀夫議員。

○4 番（大淵紀夫君） 4 番、大淵です。その点につきましてはこの意見書の中でかなり議論がされました。現実問題として、いい悪いは別にいたしまして消費税が 10%になるということ

でこのことはかなり改善されるというふうに報道されております。それまでの間については現段階の中では国が今やろうとしていること以外にはありません。現実的にはないのです。ですからそこは確保したいところなのですが我々はそこまで言及するというのであればなかなか意見の一致がみられないということもございますので、それでその財源の部分は入っていないということもございます。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第9号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎常任委員会の所管事務調査について

○議長（山本浩平君） 日程第13、常任委員会の所管事務調査について、調査結果の報告を求めます。

最初に産業厚生常任委員会、西田祐子委員長、次に広報広聴常任委員会、氏家裕治委員長。それでは最初に産業厚生常任委員会、西田祐子委員長よろしく願いいたします。

〔産業厚生常任委員会委員長 西田祐子君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（西田祐子君） 所管事務調査の結果報告について。本委員会は所管事務などの調査を終了したのでその結果を次のとおり報告します。

1、調査事項。大雨災害伴う公共土木施設及び農業施設の被害状況と産業に与えた影響について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員等、5、説明のために出席した者の職氏名、6、職務のために出席者の職氏名は期待のとおりです。

7、調査結果。（1）、大雨被害の経過。本年9月10日から12日にかけて本町は記録的大雨に見舞われた。9月10日午前零時19分、気象庁より大雨警報（浸水害）発表。同零時50分、記録的短時間大雨情報（零時30分までの1時間に約120ミリ）。同1時23分、大雨警報（土砂災

害)及び洪水警報。同1時35分、土砂災害警戒情報。同1時58分、記録的短時間大雨情報(1時30分までの1時間に約110ミリ)。同2時58分、記録的短時間大雨情報(2時30分までの1時間に約120ミリ)。同6時22分、記録的短時間大雨情報(6時までの1時間に約120ミリ)。翌11日午前8時15分、大雨特別警報。その後12日にかけて降り続けた大雨により白老町が甚大な被害を被ったものである。

(2)、被害の状況。住宅の床上浸水1棟、床下浸水4棟。土木被害は飛生川、毛白老川など浸食29カ所、萩野林道線等の道路決壊24カ所、被害額2億4,264万円。農業被害は農地への土砂流入106ヘクタール、牛舎への浸水7件、牧草ロールの浸水など20件、被害額1億1,150万3,000円。林業被害はシイタケ栽培のビニールハウス全壊2棟、ハウスへの土砂流入61棟など被害額3億4,300万円。商工被害は敷地への汚泥堆積、施設の一部損壊、浸水による工具・機械類の使用不能など被害額2,250万円。水産被害は敷生川、ウヨロ川のウライ(サケを取る仕掛け)の流出や一部損壊により被害額1,010万円。このほか環境衛生センターの埋立て処分場と取りつけ道路の法面決壊、被害額27万5,000円で、被害総額は7億3,301万8,000円である。

(3)、災害復旧事業の概要。公共土木施設等災害復旧事業として国に対する申請は11事業1億8,951万6,000円で、このうち災害査定を受け決定した事業費は1億8,103万5,000円、採択率は95.5%である。なお国の補正予算が年明けにずれ込む可能性があるため、担当課では一部の工事を除き繰り越し事業として27年度中の事業完了を見込みでいる。白老町単独起債災害復旧事業としては道路関係17事業、概算事業費は2,211万3,000円、河川関係は25事業、概算事業費は1,456万9,000円で既に大部分の復旧工事を完了している。このほか平成27年度事業として萩野林道線の復旧工事を予定しており、担当課では北海道財務局と協議を進めるとしている。町有林作業道災害復旧事業としては本年度着工分と翌年度繰り越しを合わせ1,644万2,000円が見込まれている。また農地災害復旧事業として災害査定を受けた農家は4名6カ所、草地面積で18.73ヘクタール、決定額は976万2,000万円であり、以上災害復旧事業の総額は概算で2億4,392万1,000円である。なお、屋及び事業施設の被災に伴う固定資産税の減免措置は1個人1事業所の2件となっている。

8、委員会の意見。本所管事務調査では特に被害の大きかった公共土木施設、産業被害の状況について調査を行ったものであるが、このたびの大雨被害は全町にわたり大きな被害が発生しており現地調査には総務文教常任委員会の委員も同行し町議会一体で調査を行ったものである。

①、本町の特産品である白老牛や軽種馬の牧草地、道内有数の出荷額を誇るシイタケ生産、サケの遡上する河川など農業、林業、漁業の一次産業への被害は白老町経済にとって大きな打撃である。災害に遭われて事業者に対しては事業活動に与える影響が最小限となるよう対策を行うとともに、国や道の支援事業などについて確認を行い事業者へ積極的に情報提供すべきである。

②、町は現在財政健全化プランの計画中であり財政難であることは理解するが、補助金に頼るばかりでなく町民の安心・安全を最優先すべく率先して災害復旧事業に予算を振り向けるべきである。

③、河川工事に当たってはサケの稚魚の放流や遡上時期に配慮しなければならない。また草地

の復旧は牧草の刈り取り時期にも配慮し工事の早期化を望むものである。近年は土木事業者も人員の確保や資材調達が難しくなっており事業者への早めの発注など全体の事業計画を踏まえ時期を逸することなく対応すべきである。

④、飛生川の氾濫により牧草地が大きく浸食を受けているが、個々の農家では復旧困難な状況であり町として土砂搬入等の支援を検討すべきである。

⑤、河川の維持管理は洪水や高潮等の災害の発生を防ぐために堤防、護岸、樋管、樋門等の河川管理施設がその機能を十分に発揮できるよう日々の巡視、点検により異常の早期発見に努め異常が認められた場合には適切に対応すべきものである。樹木、土砂の堆積、深掘れ等をモニタリングし必要に応じて伐採、浚渫等の適切な対応を講じて洪水の流下の障害とならないよう計画的に維持管理を行う必要がある。

⑥、今回の大雨災害を通じ防災・土木担当課の初動対応は一定の評価をする一方課題も浮かび上がった。このような大規模災害には関係課や消防の連携、応援体制が不可欠であり災害の状況に応じた初動体制のあり方、パトロールや点検方法のマニュアルの作成、要援護者対策も併せて災害に対する万全の体制を早急に整える必要がある。以上であります。

○議長（山本浩平君） 次に広報広聴常任委員会、氏家裕治委員長お願いいたします。

〔広報広聴常任委員会 氏家裕治君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（氏家裕治君） 所管事務調査の結果報告について。本委員会は所管事務等の調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項。（1）、常任委員会、議会懇談会について。（2）、小委員会、議会広報の発行及び広報広聴の調査研究について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職氏名は記載のとおりでございます。

6、調査報告。本委員会は所管事務調査として議会懇談会及び議会広報の編集・発行等が終了したことから次のとおりその内容を報告する。

（1）、議会懇談会。本年度の議会懇談会は10月14日・15日の2日間、昨年末実施だった地域9会場で実施した。議会懇談会の定期開催は平成20年度から始まり、平成23年度の改選期を除き本年で6回目となった。この間議会改革の一環として「広く町民の声を拝聴する」という目的に添い、期日・会場・周知啓蒙への工夫のほか運営の方法、意見・要望の事後処理等に可能な限り配慮を尽くして実施してきた。しかし参加者数は平成22年度の84名を最高に24年度には53名となり減少傾向にあった。このような状況から「一人でも多く地域の声を」との思いで昨年からはポスターの掲示や配布物で町民参加を募る従来の手法を見直し、町内会連合会の協力のもと議員がみずから地域に足を運び町内会長さんにも地域住民への声かけなど応援をいただいた結果、昨年の議会懇談会には過去最高となる89名の参加をいただき本年度も81名の参加者を迎えることができた。また対象の地域（町内会）を限定しより地域に身近な課題や意見を聞くという発想のもと105町内会全てを2カ年で回ったことにより参加者もふえ、町内会の反応もおおむね好評をいただいております。当初の目的は達成できたものと考えています。さらにこれまでの懇談会では町

民の意見・要望はいいっ放し聞きっ放しの状態であり町民からも不満が上がっていた。このため昨年から各委員会において特に意見の多かった項目について所管事務調査を行ったほか、町の協力をいただき全ての意見・要望に対する回答を作成し議会だよりやホームページを通じ情報提供を行った。さらに今年度からは参加いただいた全ての町内会に議員が報告書を届けることとしており、これにより双方向での意見交換が図られより有意義な懇談会となることを期待するものである。しかし一方で課題浮かび上がっている。全町内会を回るのに2年を要したためタイムリーな話題で懇談会を実施できなかった地域があり、「広く町民の声を拝聴する」という当初の目的からは大きな反省点として今後の懇談会の持ち方を考える必要がある。また本年度も若い方々の参加が少なかったことから若い世代の声をいかに拝聴するかについても今後の課題である。いずれにしても議会懇談会の開催に当たっては今後も引き続き創意工夫に努め、より効果的で充実した懇談会になるよう取り組んでいくものである。

(2)、小委員会。小委員会は議会広報 149 号の編集・発行及び広報広聴に関する調査・研究を行った。以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、報告に対しまして何か質問がございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

それではこれをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（山本浩平君） 日程第 14、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告をいたします。

各常任委員会の委員長から委員会規則第 17 条の規定によりお手元に配付いたしました通知書のとおり休会における所管事務等の調査の申し出がありました。各常任委員会においては調査等よろしく願いをいたします。

次に総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会において調査中である所管事務等について、調査期間の延長について報告をいたします。

総務文教常任委員会より調査中である所管事務調査、博物館開館に向けた取り組みと住民自治の取り組みについて、また産業厚生常任委員会より調査中である所管事務調査、白老町における 6 次産業化の現状について、結論を得るに至らず、なお調査を行う必要がありお手元に配付いたしました通知書のとおり調査期間の延期について申し出がございました。総務文教常任委員会及び産後産業厚生常任委員会においては引き続き調査等をよろしく願いをいたします。

次に皆様には要望書等 11 件を前もって配付しております。それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決要望を趣旨としたものであり議員各位におかれましてはその趣旨を十分ご理解賜りそれぞれの立場でしかるべく措置をいただくことをお願いいたします。

◎休会についての議決

○議長（山本浩平君） 日程第15、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため明年1月5日まで会期となっております。明日12月12日から明年1月5日までの25日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、明日12月12日から明年1月5日までの25日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後4時42分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 山 田 和 子

署 名 議 員 本 間 広 朗

署 名 議 員 前 田 博 之